

茨城県男女共同参画基本計画（第4次）



茨城県

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要

- 1 計画策定の趣旨 1
- 2 計画の基本理念 2
- 3 計画の性格 2
- 4 計画の体系 3
 - (1) 計画を推進するための基本的方向 3
 - (2) 推進体制と進行管理 3
- 5 計画の期間 3

II 男女共同参画を取り巻く潮流

- 1 少子高齢化と人口減少社会 4
- 2 暮らし方の変化 8
- 3 働き方の変化 10

第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

- 施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大 14
- 施策の方向性2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和 16
- 施策の方向性3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進 17
- 施策の方向性4 科学技術・学術における男女共同参画の推進 18

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

- 施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶 20
- 施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備 22
- 施策の方向性3 生涯を通じた健康支援 23
- 施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進 25

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備 26
- 施策の方向性2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 27

II 推進体制と進行管理

- 1 県の推進体制の充実 29
- 2 連携の強化 30
- 3 進行管理等 30

◆ 指標項目	31
◆ 付属資料	
茨城県男女共同参画審議会委員名簿	32
茨城県男女共同参画審議会の審議状況	32
茨城県男女共同参画基本計画（第4次）用語解説	33
男女共同参画に関する国内外の動き	38
茨城県男女共同参画推進条例	42
男女共同参画社会基本法	47

第1章 計画策定の基本的な考え方

I 計画の概要

1 計画策定の趣旨

男女が性別にとらわれず社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担う男女共同参画社会を実現するため、本県では、茨城県男女共同参画推進条例に基づく基本的な計画として、平成28(2016)年3月に「茨城県男女共同参画基本計画(第3次)～人が変わる 組織が変わる 社会が変わる～」を策定し、県民・事業者・団体との連携・協力のもと、様々な分野において計画に基づく施策を総合的に推進してまいりました。

しかしながらこの間、急速な人口減少社会の進展と少子高齢化、経済・社会のグローバル化の進行、AIなどの技術進歩、若年層を中心とした人口の東京への一極集中など、社会情勢は大きく変化しています。一方で、男女共同参画・女性活躍を推進するための関係法制度の整備や、我が国も賛同したSDGs(持続可能な開発目標)の達成に向けた世界的な取組も進んできています。

こうした中、男女共同参画に対する県民の理解は深まりつつあり、社会の様々な分野への女性の参画は進んできていますが、固定的な性別役割分担意識はいまだ根強く残っています。とりわけ、出産・子育て期、介護期の女性たちは、仕事と家庭の両立が困難で退職したり、再就職した後も、非正規雇用など不安定な雇用や能力に見合わない仕事を担うなど、雇用の場で不利な状況におかれています。このほか、女性に対する暴力や、性的指向や性自認を理由とする不当な差別的取扱いなど、様々な課題が存在しています。

活力ある地域社会をつくるためには、女性の更なる社会参画の促進はもとより、県民の意識改革、男女の働き方の見直し、女性に対する暴力の根絶など、多様性を認め合う男女共同参画社会の実現に向けた取組が一層求められています。

加えて、頻発する大規模災害や世界規模の感染症の流行は、全ての人の生活を脅かすと同時に、男女に異なる影響をもたらし、平常時の固定的な性別役割分担意識を反映したジェンダーに起因する様々な課題を一層顕在化させています。このことから、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であり、非常時において、女性や脆弱な状況にある人々に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が求められています。

このような状況を踏まえ、男女共同参画を取り巻く社会情勢の変化や様々な課題に対応するとともに、国の男女共同参画基本計画を勘案して、中長期的な展望に立った本県の男女共同参画社会の実現に向けた取組の方向性を示すため、新たな茨城県男女共同参画基本計画を策定します。

2 計画の基本理念

「茨城県男女共同参画推進条例」第3条に規定する基本理念に基づき、この計画で目指すべき社会は、以下のとおりとします。

- (1) 男女が、性別により差別されることなく、その人権が尊重される社会
- (2) 男女一人ひとりが、個人として能力を十分に発揮する機会が確保され、多様な生き方が選択できる社会
- (3) 男女が社会の対等な構成員として、政策・方針の立案及び決定に共同参画する社会
- (4) 男女が家庭生活と社会活動を両立でき、対等な立場で参画し、責任を分かちあう社会
- (5) 国際社会の男女共同参画の取組を踏まえ、国際的協調のもとで男女共同参画が推進される社会

3 計画の性格

- (1) 「茨城県男女共同参画推進条例」の5つの基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るための基本的な計画です。
- (2) 「男女共同参画社会基本法」(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定に基づき、国の「男女共同参画基本計画」を勘案した法定計画です。
- (3) SDGs(持続可能な開発目標)の視点も踏まえ、県民・事業者・関係団体、NPO、国、市町村など多様な主体との緊密な連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。



【出典】国際連合広報センターホームページ

4 計画の体系

(1) 計画を推進するための基本的方向

基本目標Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

施策の方向性2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

施策の方向性3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

施策の方向性4 科学技術・学術における男女共同参画の推進

基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶

施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

施策の方向性3 生涯を通じた健康支援

施策の方向性4 防災・復興における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

施策の方向性2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進

(2) 推進体制と進行管理

1 県の推進体制の充実

2 連携の強化

3 進行管理等

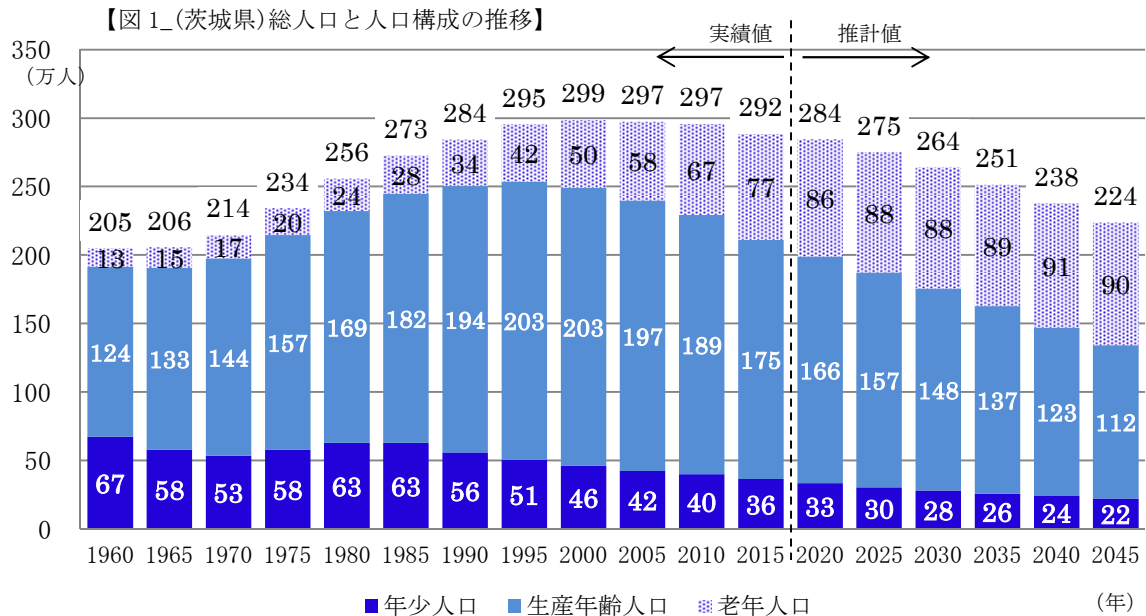
5 計画の期間

計画期間は令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

II 男女共同参画を取り巻く潮流

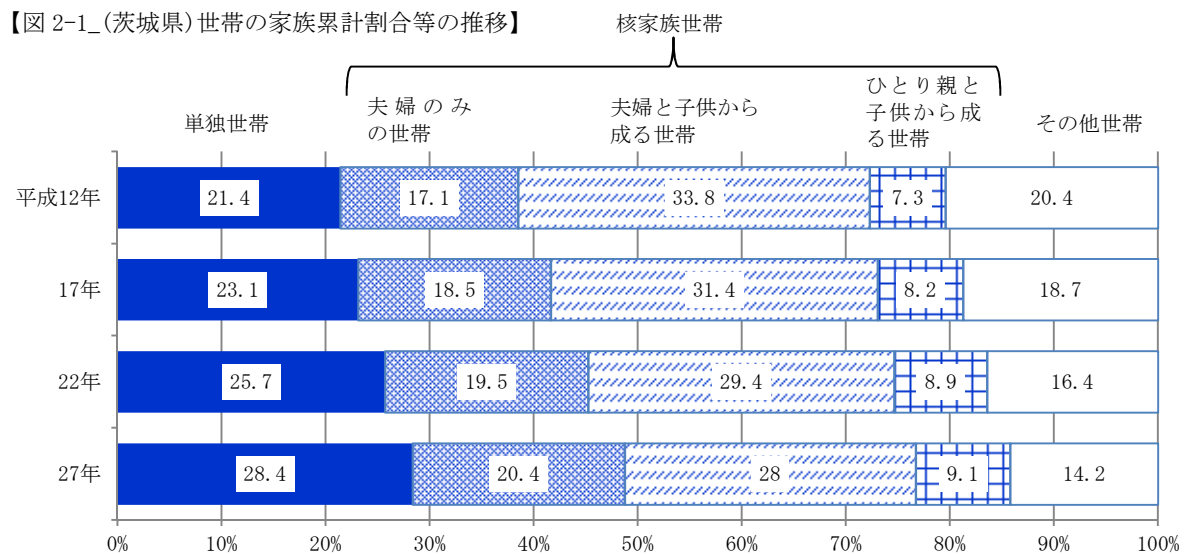
1 少子高齢化と人口減少社会

- ・ 県の人口は、2000年の約299万人を頂点として、2010年には297万人、2015年は292万人と減少に転じており、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、2045年には約224万人まで減少し、最も人口が多かった2000年に比べると、総人口は約299万人から約75万人、25%、生産年齢人口は約91万人、44%の減少が見込まれています。



【出典】 総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」
 【注記】 2020年以降は「国立社会保障・人口問題研究所」のデータ（平成30年3月公表）に基づく推計値。

- ・ 世帯の家族類型別割合をしてみると、「夫婦と子供」世帯の割合が低下、「単独」世帯・「夫婦のみ」世帯の割合が上昇しています。



【出典】 茨城県統計課「平成27年国勢調査人口等基本集計結果概要（確定数）世帯の家族類型」
 【注記】 平成12年から平成17年までの数値は、新分類区分による遡及集計結果による

- また、65歳以上の高齢単身世帯数も増加しています。

【図 2-2_ (茨城県)65歳以上の高齢単身世帯数の推移】 (単位：人、世帯)

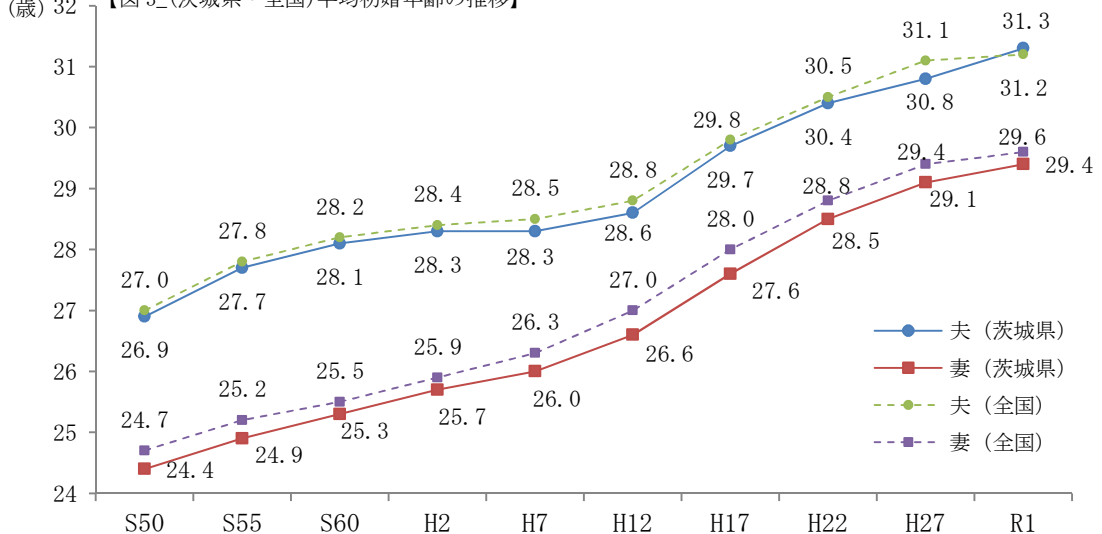
区分	平成17	平成22	平成27
総人口	2,975,167	2,962,284	2,916,976
高齢単身世帯数	56,804	75,363	100,117

(注) 国勢調査『世帯の家族類型65歳以上世帯員のいる一般世帯数の推移』

(注) 高齢単身世帯, 65歳以上の一人一人のみの一般世帯のこと。

- 本県の平均初婚年齢は、平成 27 (2015) 年以降は横ばい傾向にありますが、長期的には男性、女性とも上昇し、晩婚化が進んでいます。

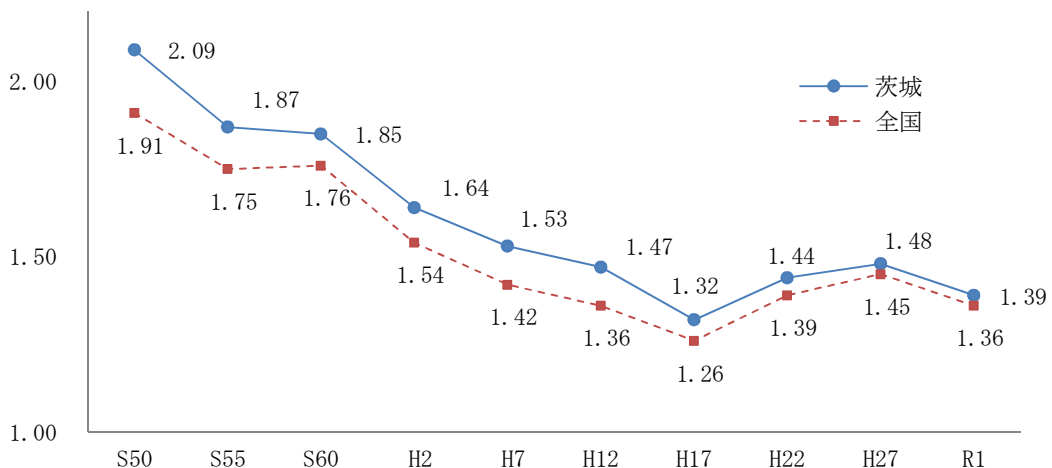
【図 3_ (茨城県・全国)平均初婚年齢の推移】



【出典】「人口動態統計」(厚生労働省)

- 本県の合計特殊出生率 (1人の女性が生涯に産む子供の推定人数) は、近年は全国値と近い数値で推移しており、令和元(2019)年は茨城県 1.39、全国 1.36 となりました。なお、出生数は 18,004 人で、前年の 19,368 人から 1,364 人減少しました。

【図 4_ (茨城県・全国)合計特殊出生率の推移】

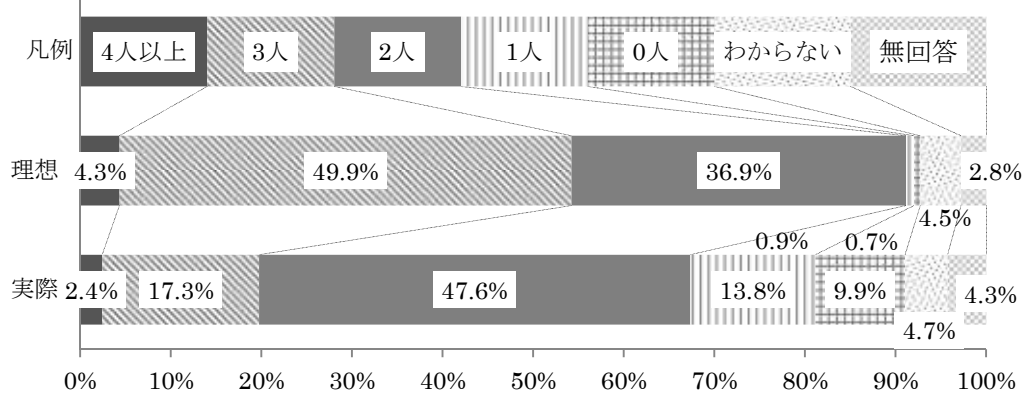


【出典】「人口動態統計」(厚生労働省)

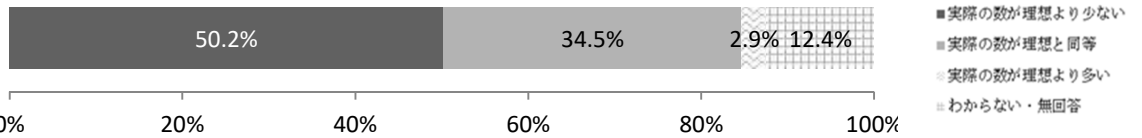
- 「令和元年度茨城県男女の働き方と生活に関する調査」（以下「令和元年度県民意識調査」という。）によると、回答者の約5割は、理想とする子どもの数より実際の子どもの数が少ないと回答しています。理想とする子どもの数が3人以上であるものが回答者の54%と過半数であるのに対して、実際の子どもの数を3人以上とする回答者の割合は20%にとどまっています。

その理由として、「子どもの教育等経済的負担が増えるため」、「出産・子育ての身体的・心理的負担が大きいため」、「欲しいけれどできないため」などが挙げられています。

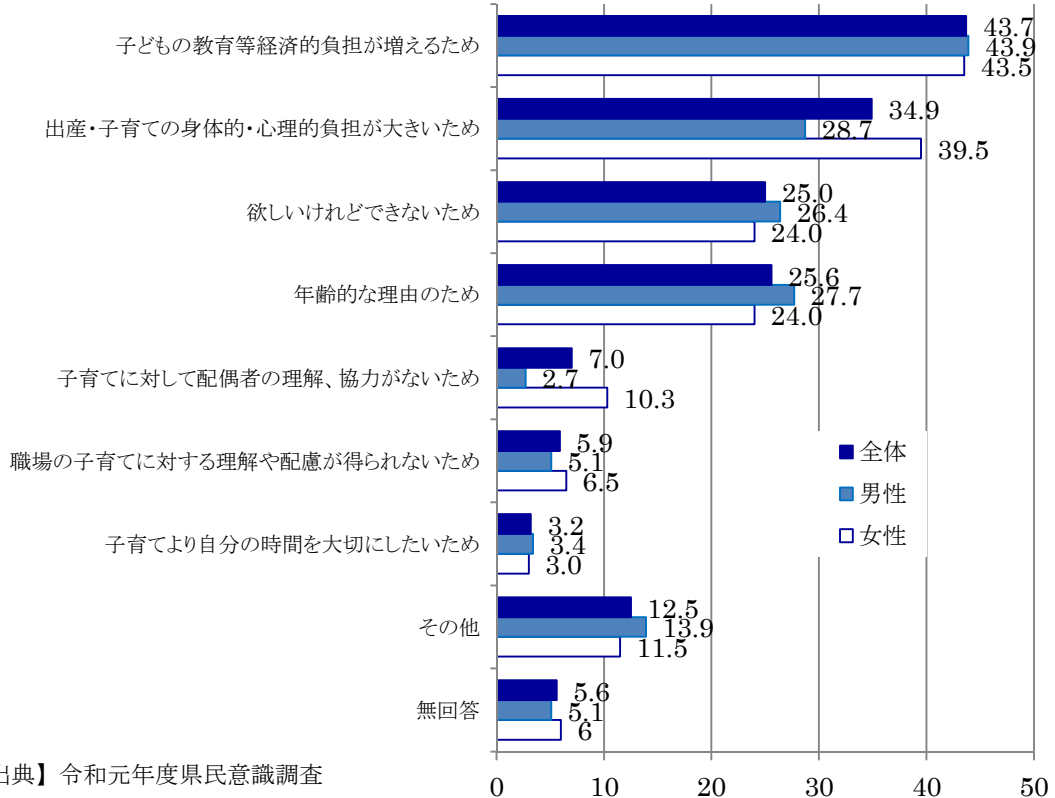
【図5】(茨城県)理想とする子どもの数と実際の子どもの数 (単位：%)



<理想と現実の差>

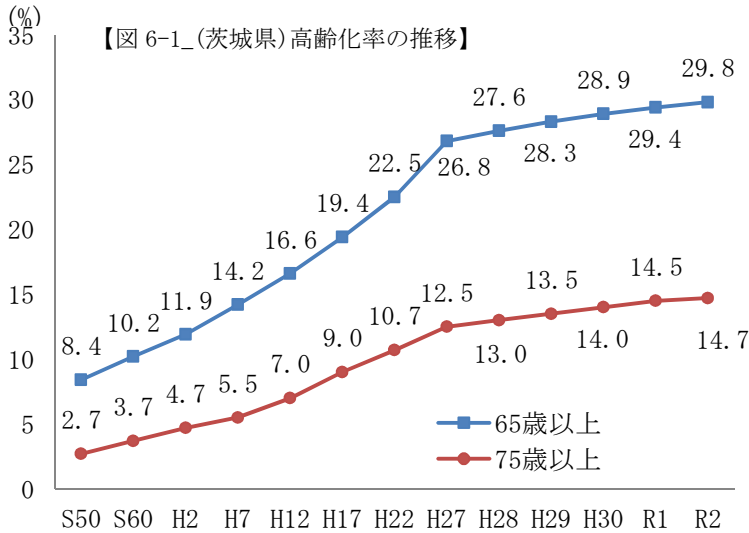


<理想の子どもの数と実際の子どもの数が異なる理由> (単位：%)



【出典】 令和元年度県民意識調査

- ・ 本県の総人口に占める 65 歳以上の人口割合（高齢化率）は、年々増加しており、男女別では、男性より女性の高齢化率が高くなっています（令和元年度茨城県男女別高齢化率：男性 26.6%、女性 32.2%）。
- ・ 総人口に占める 75 歳以上の人口割合も年々増加しています。また、75 歳以上になると要介護認定を受ける人の割合が大きく増加します。



【図 6-2_ (茨城県) 要介護者の認定状況】

65～74 歳		75 歳以上	
要支援	要介護	要支援	要介護
3,383 人	11,529 人	24,117 人	90,614 人
0.8%	2.7%	6.0%	22.4%

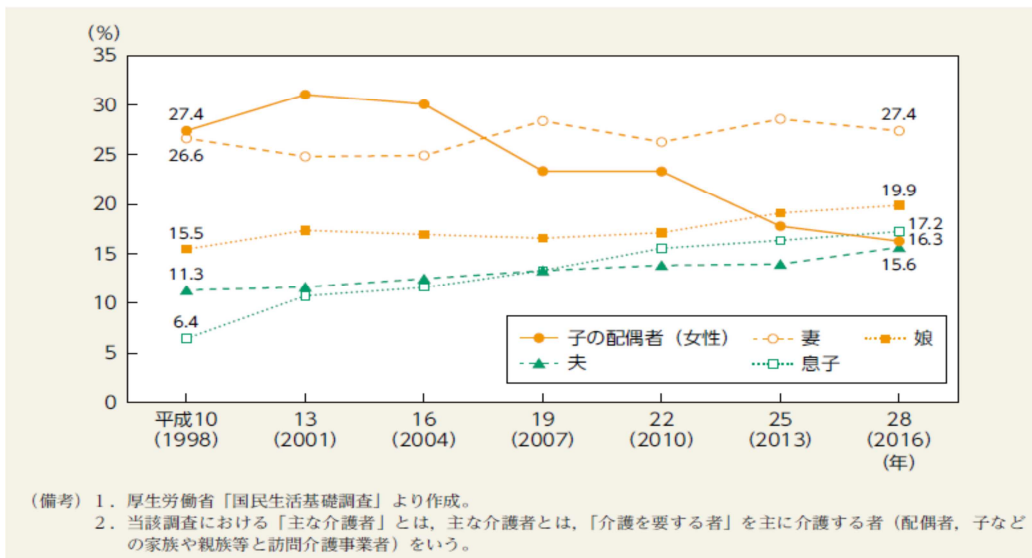
【出典】厚生労働省「介護保事業状況報告（年報）」（平成 30 年度）より算出
 (注 1) 経過的要介護の者を除く。
 (注 2) 65～74 歳、75 歳以上それぞれの被保険者に占める割合

S50 S60 H2 H7 H12 H17 H22 H27 H28 H29 H30 R1 R2

【出典】S50～H27 までは国勢調査
 H28～R2 は茨城県常住人口調査
 (各年 10 月 1 日現在、R2 のみ 7 月 1 日現在)

- ・ 全国的に見ると、同居の主な介護者は、男女別では、女性の割合が高いものの、男性の割合が増加しています。また、続柄別では、「子の配偶者（女性）」が大きく減少し、「息子」が増加しています。また、平成 28(2016) 年は男女ともに 5 割以上が働きながら介護をしています。

【図 7_ (全国) 同居の主たる介護者の推移】



【出典】令和 2 年度男女共同参画白書

- ・ 平成 28(2016)年の介護と仕事の関係（仕事の有無や働き方）は、男女で大きく異なっています。例えば、介護者のうち、フルタイムで働く人

の割合は、50代の男性は70.7%であるのに対し、女性は35.2%となっており、その差は30ポイント以上になっています。

【図8_ (全国) 仕事を持つ介護者・フルタイム介護者の割合】

平成23 (2011) 年							平成28 (2016) 年								
性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者		性別	年代	介護者		仕事を持つ介護者		フルタイム勤務の介護者	
		実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)			実数 (千人)	人口比 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)	実数 (千人)	介護者に占める割合 (%)
女性	総数	4,154	7.5	1,975	47.5	860	20.7	総数	4,211	7.6	2,137	50.7	1,012	24.0	
	30歳未満	237	2.5	124	52.3	93	39.2	30歳未満	117	1.3	86	73.5	65	55.6	
	30代	333	3.8	196	58.9	117	35.1	30代	279	3.7	177	63.4	113	40.5	
	40代	570	6.7	339	59.5	158	27.7	40代	615	6.6	447	72.7	240	39.0	
	50代	1,279	16.1	790	61.8	363	28.4	50代	1,193	15.6	817	68.5	420	35.2	
	60代	1,043	11.1	426	40.8	116	11.1	60代	1,233	13.3	495	40.1	157	12.7	
	70歳以上	691	6.0	100	14.5	12	1.7	70歳以上	775	6.2	115	14.8	17	2.2	
男性	総数	2,675	5.1	1,862	69.6	1,126	42.1	総数	2,776	5.3	1,831	66.0	1,193	43.0	
	30歳未満	162	1.6	119	73.5	84	51.9	30歳未満	141	1.5	72	51.1	55	39.0	
	30代	154	1.7	142	92.2	110	71.4	30代	124	1.6	106	85.5	87	70.2	
	40代	355	4.1	324	91.3	264	74.4	40代	363	3.8	327	90.1	270	74.4	
	50代	709	9.1	644	90.8	435	61.4	50代	716	9.4	650	90.8	506	70.7	
	60代	778	8.9	509	65.4	226	29.0	60代	838	9.5	547	65.3	251	30.0	
	70歳以上	517	6.2	123	23.8	8	1.5	70歳以上	593	6.4	129	21.8	24	4.0	

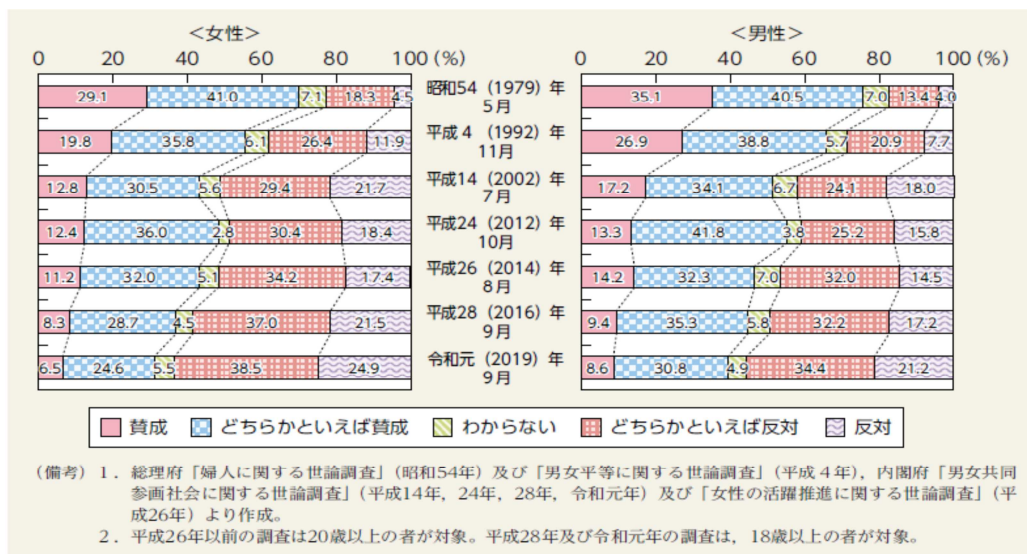
(備考) 1. 総務省「社会生活基本調査」より作成。
 2. 介護の定義は、1-特-23図と同じ。
 3. 「仕事を持つ介護者」は、介護者のうち有業者、「フルタイム勤務の介護者」は、雇用されている人のうちフルタイムの介護者をいう。
 4. 当該調査における「フルタイム勤務」とは、1週間のあらかじめ決められた労働時間が40時間程度の勤務（1日8時間で週5日など）をいう。

【出典】令和2年度男女共同参画白書

2 暮らし方の変化

- 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方（性別役割分担意識）に反対する者の割合（「反対」と「どちらかといえば反対」を合わせた割合）は、男女とも長期的に増加傾向にあり、内閣府の令和元（2019）年度の調査では、男女ともに6割前後となっています（男性55.7%、女性63.4%）。

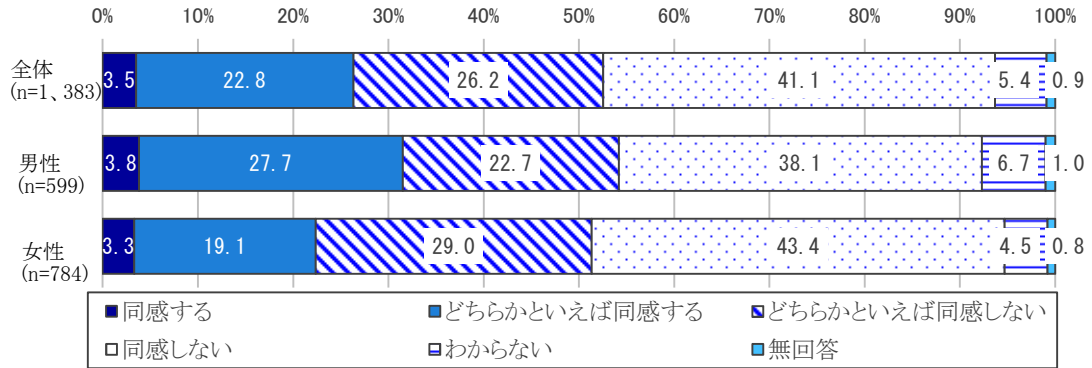
【図9_ (全国) 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考えに関する意識の変化】



【出典】令和2年度男女共同参画白書

- 令和元年度県民意識調査によると、「男性は仕事、女性は家庭」という考え方については、「同感しない」と「どちらかといえば同感しない」を合わせた割合が67.3%（男性60.8%、女性72.4%）となっています。

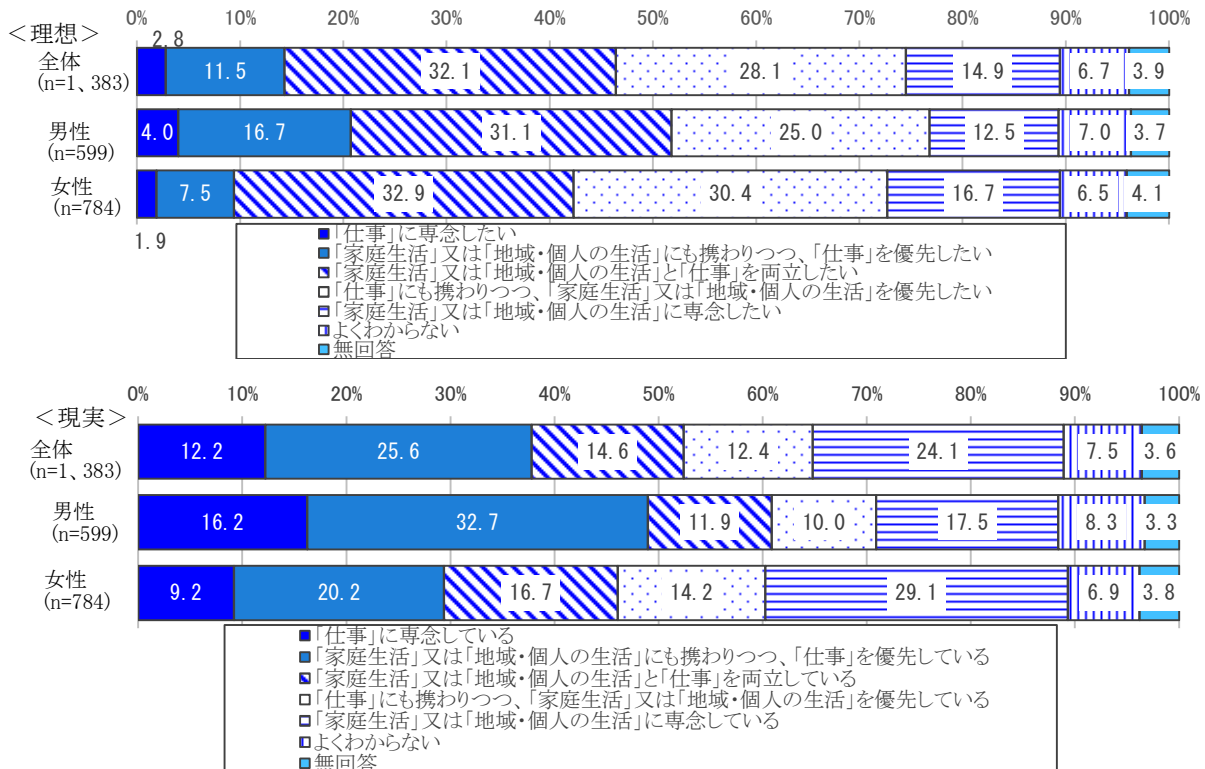
【図10_（茨城県）「男性は仕事、女性は家庭」という考え方】



出典：令和元年度県民意識調査

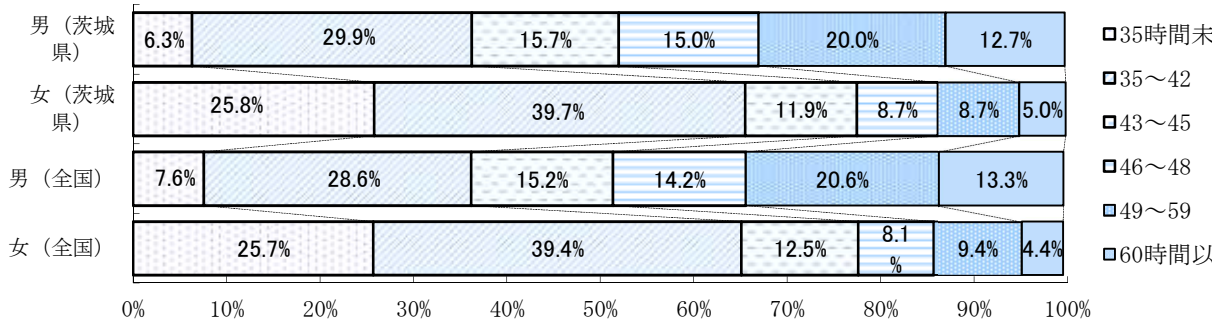
- 令和元年度県民意識調査によると、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）について、理想では、『家庭生活』又は『地域・個人の生活』と『仕事』を両立したいが男女ともに最も高くなっています（男性31.1%、女性32.9%、全体32.1%）。
- しかし、現実では、男性は『家庭生活』又は『地域・個人の生活』にも携わりつつ、『仕事』を優先しているが32.7%と最も高く、また、女性は『家庭生活』又は『地域・個人の生活』に専念しているが29.1%と最も高くなっており、理想と現実の間に乖離が生じています。

【図11_（茨城県）仕事と生活の調和の理想と現実】【出典】令和元年度県民意識調査



- ・ 年間就業日数が 200 日以上の本県の雇用者で週に 60 時間以上働いている者は、女性が全体の 5.0%なのに対し、男性は 12.7%にのぼり、全国同様に、男性の長時間労働がみてとれます。

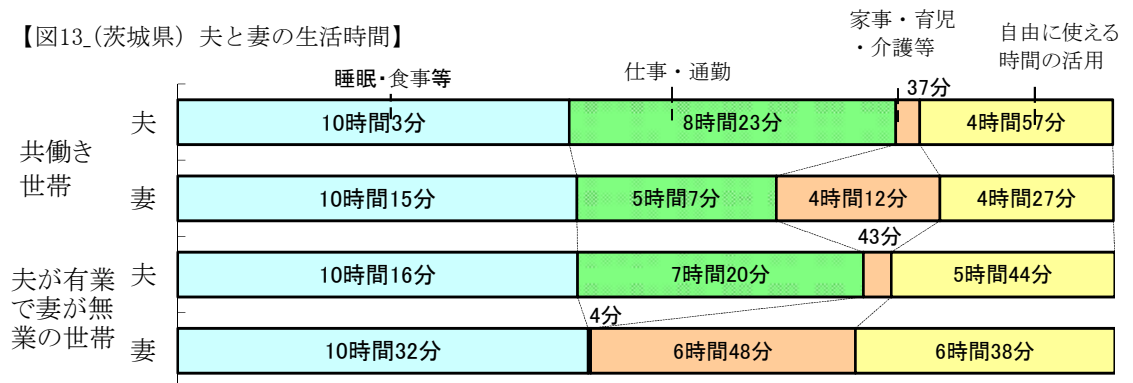
【図12_(茨城県・全国) 週60時間以上就業している雇用者の割合】



【出典】平成29年「就業構造基本調査」(総務省)

- ・ 夫の家事・育児・介護等に携わる時間は、共働き世帯において 37 分、夫が有業で妻が無業の世帯において 43 分と、どちらも妻が携わる時間(共働き世帯 4 時間 12 分、夫が有業で妻が無業の世帯 6 時間 48 分)と比較して非常に少なくなっています。

【図13_(茨城県) 夫と妻の生活時間】

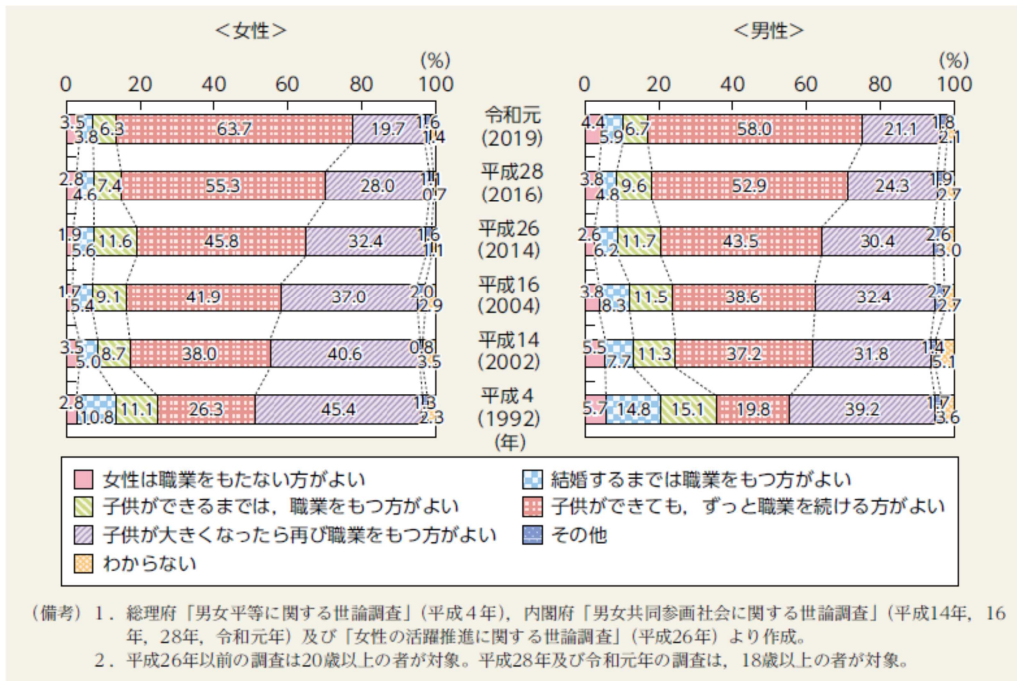


【出典】平成28年「社会生活基本調査」(総務省)

3 働き方の変化

- ・ 女性が職業を持つことに対する意識について、平成 4 (1992) 年からの変化を男女別にみると、「子供が大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が男女ともに減少する一方で、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が増加しています。内閣府の平成 28(2016)年度の調査では、「子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい」の割合が、男女とも初めて 5 割を上回り、令和元(2019)年度の調査では、女性 63.7%、男性 58.0%と、男女ともに、6 割前後まで上昇しています。

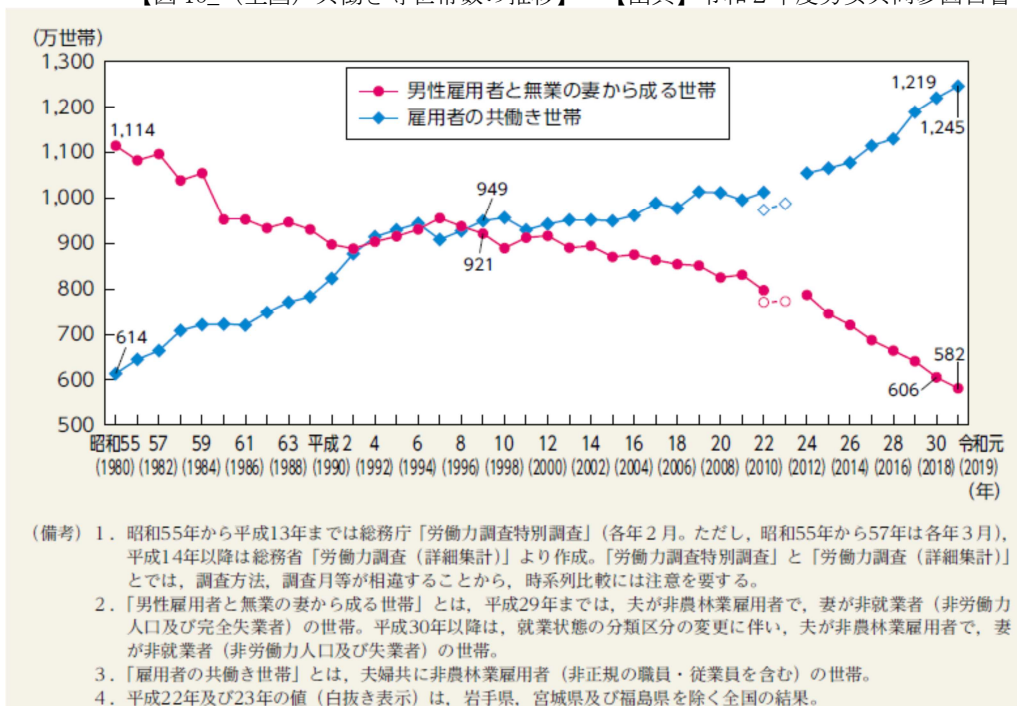
【図 14_ (全国) 女性が職業を持つことに対する意識の変化】



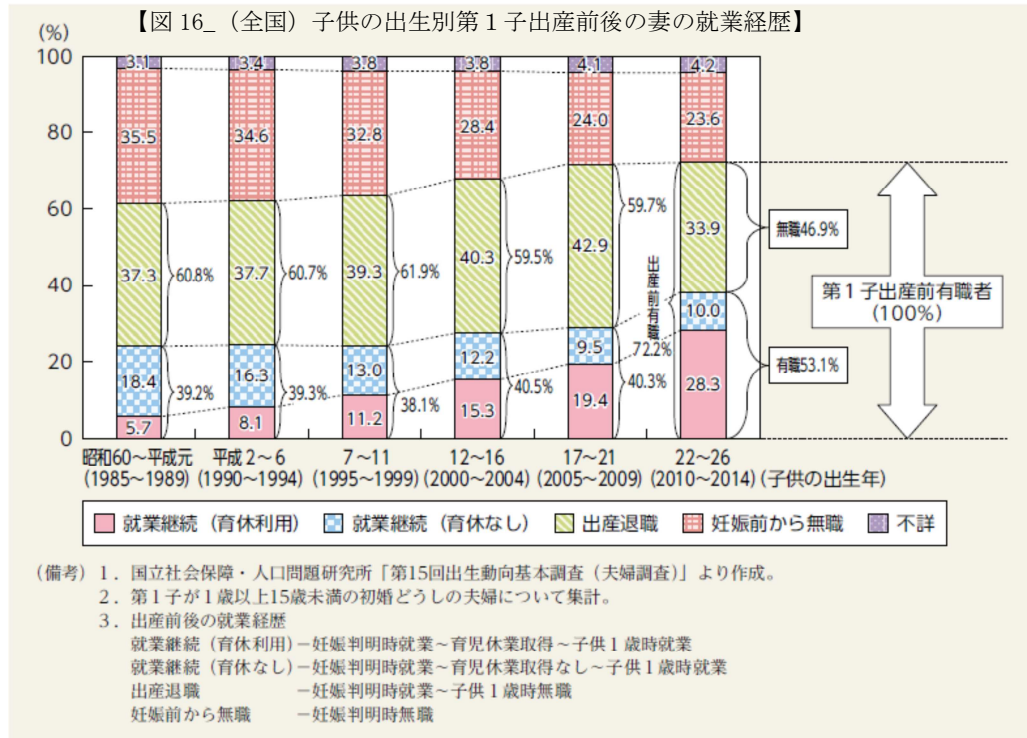
【出典】 令和2年度男女共同参画白書

- 内閣府の令和2年版男女共同参画白書によると、昭和55(1980)年以降、夫婦共に雇用者の共働き世帯は年々増加しています。平成9(1997)年以降は共働き世帯数が男性雇用者と無業の妻から成る世帯数を上回っており、特に平成24(2012)年頃からその差は急速に拡大しています。令和元(2019)年には、雇用者の共働き世帯が1,245万世帯、男性雇用者と無業の妻から成る世帯が582万世帯となっており、その差は2倍以上になっています。

【図 15_ (全国) 共働き等世帯数の推移】 【出典】 令和2年度男女共同参画白書

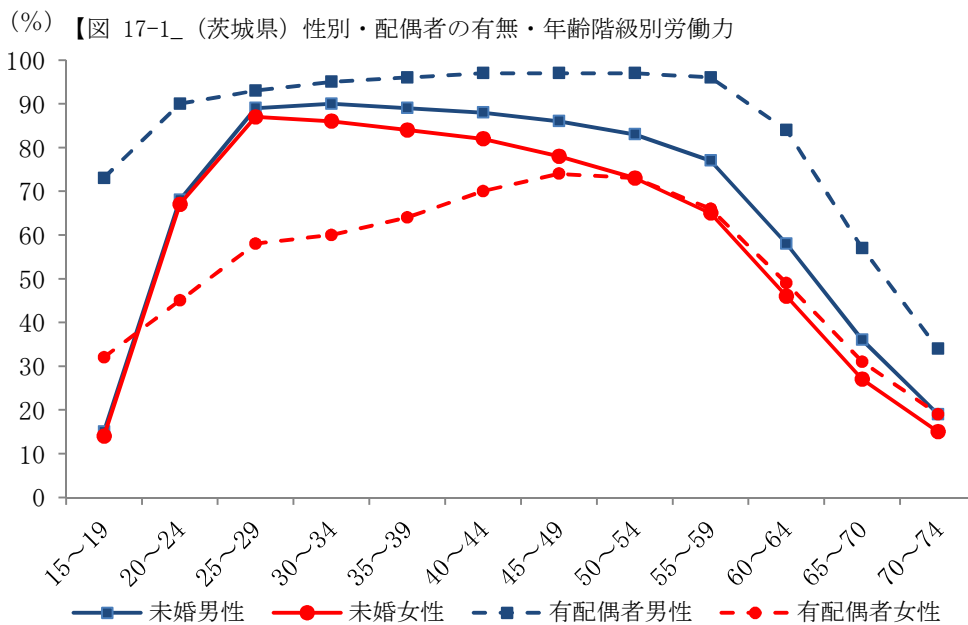


- また、第1子出産前後に女性が就業を継続する割合も上昇しています。これまでは、4割前後で推移してきましたが、最新の調査では約5割へと上昇しました。特に、育児休業を取得して就業継続した女性の割合は大きく上昇しました。



【出典】令和2年度男女共同参画白書

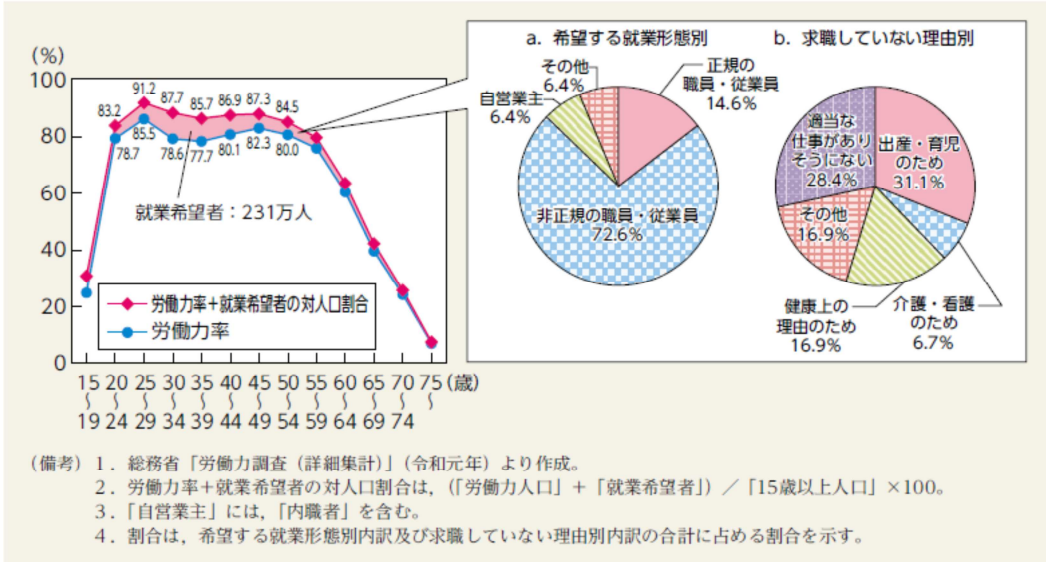
- 平成27(2015)年国勢調査によると、茨城県の年齢階級別労働力率は、20代、30代の子育て期に、配偶者のいる女性の労働力率が、未婚女性や配偶者のいる男性の労働力率を大きく下回っています。



【出典】平成27年国勢調査
 労働力率(%) = 労働力人口 ÷ 15歳以上人口 × 100

- ・ 総務省「労働力調査（詳細集計）」によると、令和元(2019)年における女性の非労働力人口(2,657万人)のうち、就業希望者は231万人であり、求職していない理由としては、「出産・育児のため」が最も多く、31.1%となっています。

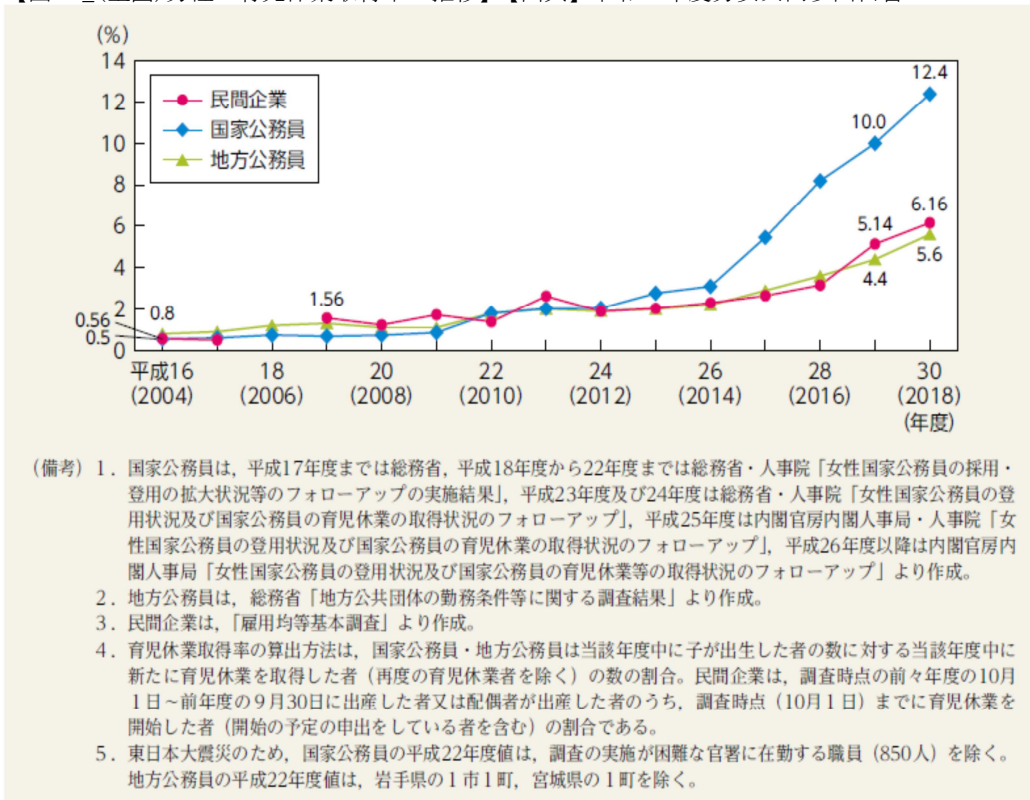
【図 17-2_ (全国) 女性の就業希望者の内訳 (令和元(2019)年)】



【出典】 令和2年度男女共同参画白書

- ・ 平成30(2018)年度の男性の育児休業取得率は、民間企業が6.16%、国家公務員が12.4%、地方公務員が5.6%で、近年上昇していますが、いずれも女性(民間企業82.2%、国家公務員98.5%、地方公務員99.4%)と比較すると、依然として極めて低水準にあり、男女間で大きな差があります。

【図 18_(全国) 男性の育児休業取得率の推移】 【出典】 令和2年度男女共同参画白書



第2章 基本計画

I 計画を推進するための基本的方向

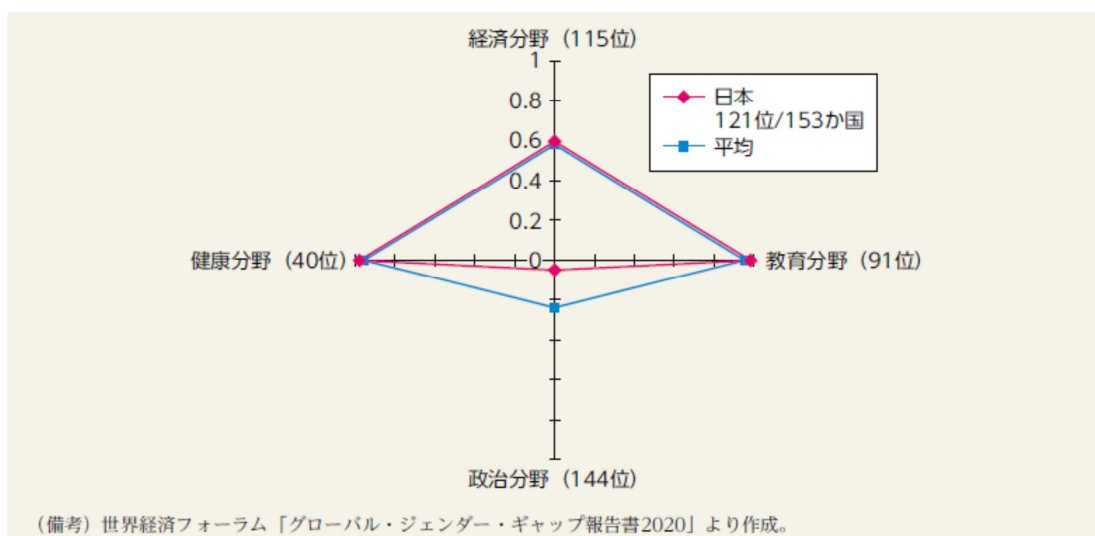
基本目標 I あらゆる分野における男女共同参画の推進

施策の方向性 1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

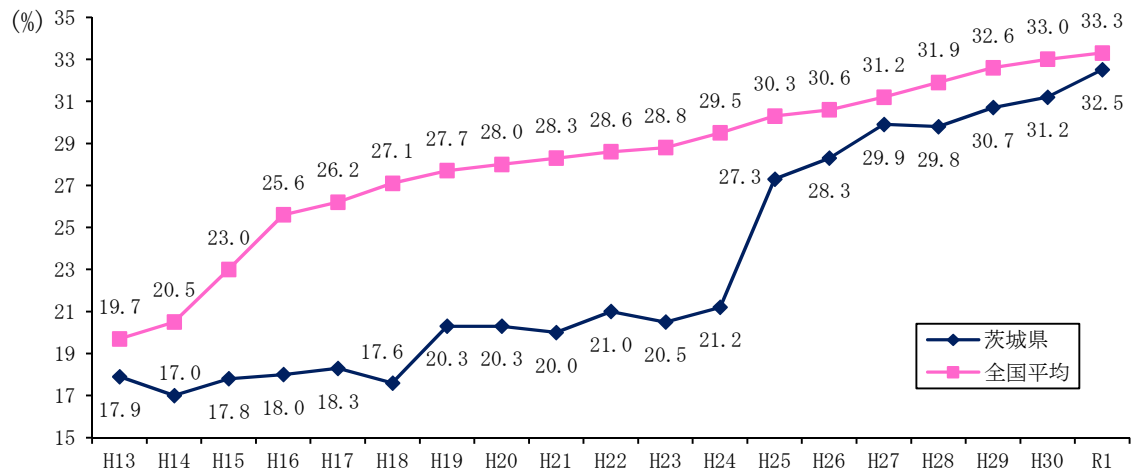
<現状と課題>

- 県の第3次男女共同参画基本計画策定後、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成30年）、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年）、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の一部改正（令和元年）など、女性活躍を推進するための法律・制度の整備が進みました。
- しかしながら、国際的に見てみると、SDGs（持続可能な開発目標）のすべての目標の実現に必要なジェンダー平等の実現やジェンダー視点の主流化に沿った取組が各国で加速される中、日本の女性の参画は低い水準に留まっており、世界経済フォーラム（WEF）の2020年版「ジェンダーギャップ指数」では、日本は調査対象国153か国中121位でした。
- 本県における管理的地位にある女性の割合は、年々上昇しているものの、全国平均と比べると低い状態にあります（平成29年就業構造基本調査における管理的職業従事者に占める女性割合：全国14.8%、本県14.2%）。
- 女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個性と能力を發揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現が求められています。

【図19_各分野におけるジェンダーギャップ指数(2020)】

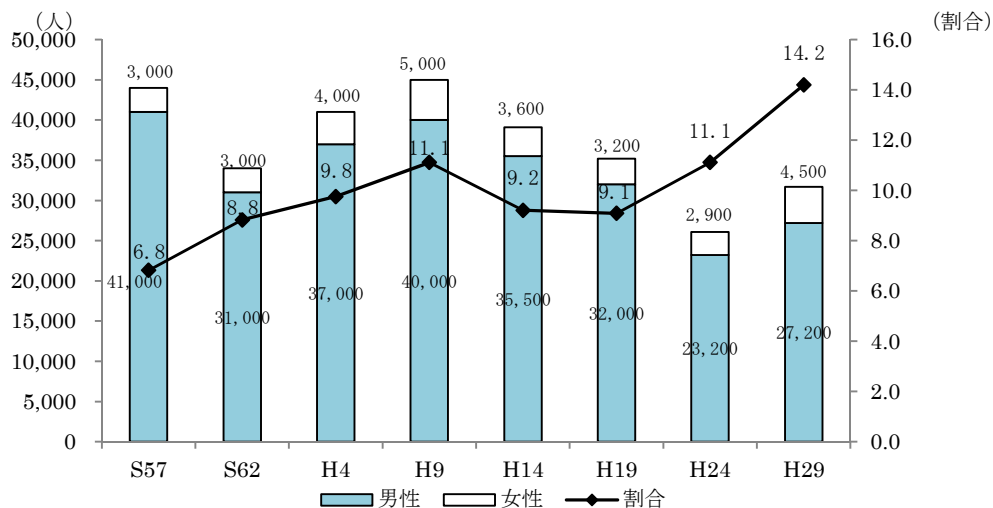


【図 20_ (茨城県・全国) 法律又は政令により置かなければならない県の審議会等における女性委員の占める割合の推移】



【出典】 全国は内閣府調べ (調査年月は各都道府県によって異なる。)
県は女性活躍・県民協働課調べ (各年度末現在)

【図 21_ (茨城県) 管理的職業従事者及び女性割合の推移】



(全国) 管理的職業従事者及び女性割合の推移 (人、%)

	S57	S62	H4	H9	H14	H19	H24	H29
総数	2,489,000	2,247,000	2,376,000	2,311,000	2,046,500	1,797,200	1,427,100	1,528,100
女性	177,000	196,000	237,000	235,800	225,900	200,600	191,800	226,600
割合	7.1	8.7	10.0	10.2	11.0	11.2	13.4	14.8

【出典】 「就業構造基本調査」 (総務省)

(注 1) 平成 24 年調査より 21 年基準の日本標準職業分類が適用されているため、データは完全には接続していない。

(注 2) 平成 9 年調査までは千人単位で公表されている。

(注 3) 管理的職業従事者とは、会社役員、会社管理職、管理的公務員等をいう。

(茨城県・全国) 都道府県の公務員 (県職員で教育関係機関の教育職を除く) の女性管理職 (課長相当級以上) への登用状況の推移 (%)

	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1
茨城県	2.1	2.4	2.4	2.3	2.4	2.9	2.9	3.2	3.0	4.1	5.4	6.2	6.2	7.0	6.4
全国	4.8	5	5.1	5.4	5.7	6	6.4	6.5	6.8	7.2	7.7	8.5	9.0	9.7	10.3

【出典】 内閣府男女共同参画局資料より作成

(注 1) 管理職の女性比率は、原則 4 月 1 日現在で調査しているが、都道府県の事情により時点が異なることもある。

(注 2) 全国平均は、都道府県の管理職総数に占める女性管理職の割合。

＜主な取組＞

(1) 地方公共団体や企業・団体等における女性の参画拡大

- 女性人材や女性リーダーの育成に取り組むとともに、企業・団体等における政策・方針決定過程への女性の参画を働きかけます。
- 地方公共団体においても、公務員法制上の平等取扱の原則や性別にかかわらず公正な人事評価に基づき、能力と実績に応じた適材適所の人事配置の原則に留意しつつ、女性の登用拡大を図ります。
- 県の審議会等における委員の任命又は委嘱に当たって、積極的措置(ポジティブ・アクション)を講じるように努めます。

施策の方向性 2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和

＜現状と課題＞

- 誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、健康で豊かな生活ができるよう、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)のとれた社会の実現が求められています。
- 新型コロナウイルス感染症の拡大が契機となり、テレワークの導入やオンラインの活用が進み、多様で柔軟な働き方に関する新たな可能性もでてきている一方で、男性に比べ非正規雇用労働者の割合が高い女性が、休業を余儀なくされたり、失業しやすくなるなど、女性の雇用に影響が強く出ています。
- 20代、30代の既婚女性は、同年代の既婚男性・未婚女性と比べ労働力率が大きく下回っていることから、働くことを希望する全ての人がある能力を十分に発揮することができるよう、個々の事情に応じた多様な働き方を選択できる環境の整備が必要です。

＜主な取組＞

(1) ワーク・ライフ・バランスの実現

- 県内中小企業の働き方改革を促進するため、多様な働き方が可能な労働環境の整備と生産性の向上に意欲的に取り組む企業を育成し、その成果等をSNSなど多様な方法で情報発信します。
- 経済団体や労働者団体などで構成する「いばらき働き方改革推進会議」において、推進月間を設定する等、官民連携により、県民の働き方改革に対する意識醸成を図ります。

(2) 女性が活躍できる働き方の実現

- 職業生活における女性の活躍を推進するため、企業や関係団体と連携して、事業者・団体のトップの意識改革を促進するとともに、女性が就業しやすく持続可能で多様な働き方のできる環境を整備します。
- 出産・育児・介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できる労働環境づ

くりを促進するとともに、男性の家事や、育児休暇取得等による育児等への参画促進を図ります。

- 女性のキャリア形成を支援するため、気軽に相談できる女性向け職業相談窓口を設置し、仕事と育児の両立など働き続けていく上での悩みや心配事についての相談・助言を行うとともに、女性ロールモデルなどの情報を収集・発信する取組を推進します。
- 女性の起業や就職・再就職、学び直し等を支援するため、円滑に資金調達できる環境の整備や、職業訓練の場の充実などを図ります。

(3) 安心して就労できる環境づくり

- 勤労者福祉の増進と安定した労使関係の形成を促進するため、労働福祉団体等に対する支援や勤労者に対する労働相談等を行います。
- 女性や若年者を含む求職者の正規雇用化を推進するため、いばらき就職支援センターにおいて、就職相談、職業適性診断、カウンセリング、職業紹介までの一貫した支援を行います。また、仕事のミスマッチ等による早期離職を防止するため、求職者に対しキャリアカウンセリング等の支援を行います。
- セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントを防止するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図り、男女が互いに人権を尊重し、共に責任を担うことができる男女共同参画社会の実現に取り組みます。

施策の方向性3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

<現状と課題>

- 将来にわたって活力のある社会を維持していくためには、一人ひとりが夢や希望をもち、潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保、地域における魅力ある多様な就業の機会の創出を一体的に進めることが重要です。
- 大学等の卒業後に、県外へ就職する者が多いなど、特に若い世代の女性の県外流出が進み労働力人口の減少が予測される中、若者の地元定着や、時代が必要とする人材の育成が求められています。

【図 22_ (茨城県) 年齢階級別の人口移動の状況(2019)】

年齢(歳)	総数	0~14	15~19	20~24	25~29	30~34	35~39	40~44	45~49	50~54	55~59	60~64	65~	
転入	総数	302	848	235	△ 1,366	△ 1,033	△ 211	319	214	△ 1	△ 22	87	214	1,018
—	男	1,458	481	197	113	△ 464	△ 106	234	163	8	72	69	130	561
転出	女	△ 1,156	367	38	△ 1,479	△ 569	△ 105	85	51	△ 9	△ 94	18	84	457

【出典】茨城県常住人口調査(茨城県統計課)

- 一方で、新型コロナウイルス感染症の影響により特に東京圏に住む人の地方移住への関心が高まっているとともに、テレワークの導入やオンラインの

活用が進み、地方の女性の働き方に関する新たな可能性もでてきています。

- 農山漁村が有する潜在力を十分に引き出すため、農山漁村における女性の政策・方針決定過程への参画の促進など、女性の更なる活躍が求められています。

＜主な取組＞

(1) 地域力を高める人財育成・コミュニティづくり

- 地域課題の解決や地域の活性化を図る上で、必要なコミュニケーション能力や論理的な考え方、率先的な行動力を身に付けるために、女性を含む若者が主体的に取り組む地域活動やネットワークづくり、そのための学習の場づくりを支援します。
- 防災、防犯、子どもや高齢者の見守り、社会教育・まちづくりなどの課題に対応するため、県民・NPO・行政等が連携・協働し、女性の視点を取り入れた地域コミュニティの形成を支援します。

(2) U I J ターンの促進

- 若者や専門知識を有する人材が本県に環流する取組への支援や大学・産業界、市町村との連携を進め、東京圏からのU I J ターンと県内定着を促進します。

(3) 未来の農業のエンジンとなる担い手づくり

- 経営感覚に優れた農業経営者を育成するため、意欲ある農業者に対し、産学官が連携して、経営管理や生産技術に関する総合的な学びの場を提供します。
- 農業分野において多様な人材活用が図られるよう、農業生産法人等の労働条件を改善する取組を推進します。

(4) 地域・農山漁村における女性の参画拡大

- 地域の役員や農業委員など政策・方針決定過程へ参画する女性リーダーの確保を働きかけるとともに、セミナーなどを通して女性人材の育成に取り組みます。

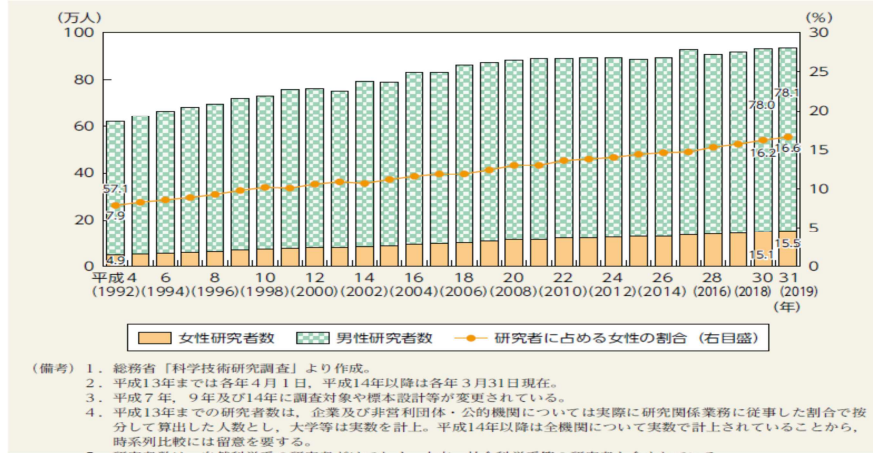
施策の方向性 4 科学技術・学術における男女共同参画の推進

＜現状と課題＞

- 近年活発になっている I o T やビッグデータ、A I 等の最先端技術の開発及びその技術を活用した製品やサービス提供等においても、男女が共に参画し、その恩恵を享受できることが重要です。
- 研究職・技術職に進む女性を増やし、次世代を担う女性の科学技術人材を育成することも重要です。
- 本県における高等学校卒業者の大学等進学率（大学、短期大学等に進学する者の割合）は、平成 20 年以降、男女とも 5 割程度で推移しています。

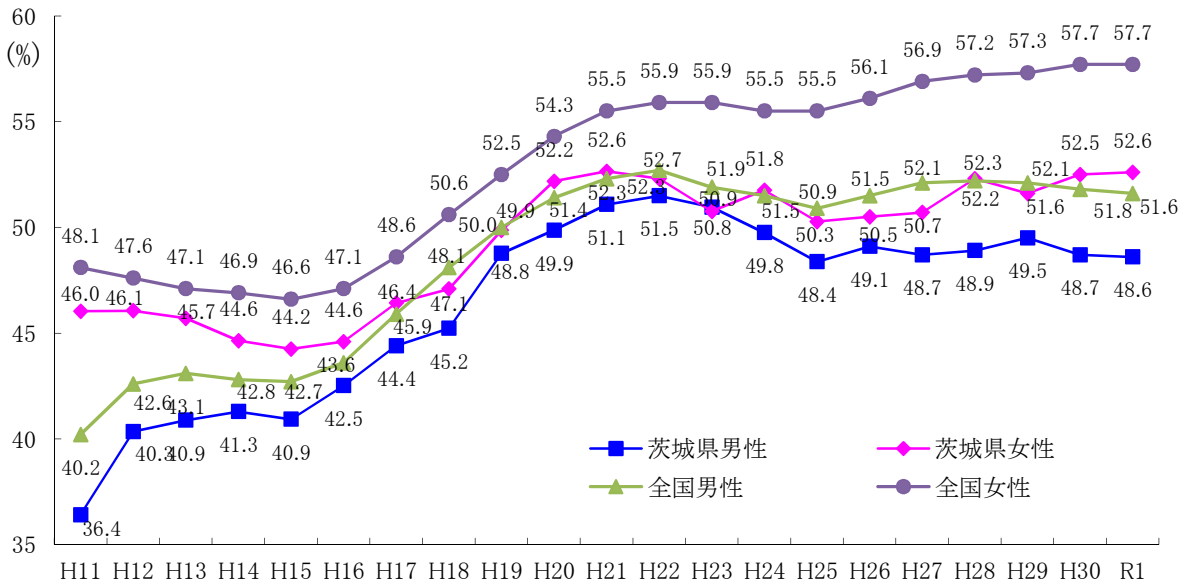
また、大学進学者の学部別比率は、男性が社会科学系、工学系への進学比率が高いのに対し、女性は人文科学系、社会科学系、保健関係（薬学・看護）への進学比率が高くなっています。

【図 23_（全国）女性研究者数及び研究者に占める女性の割合の推移】



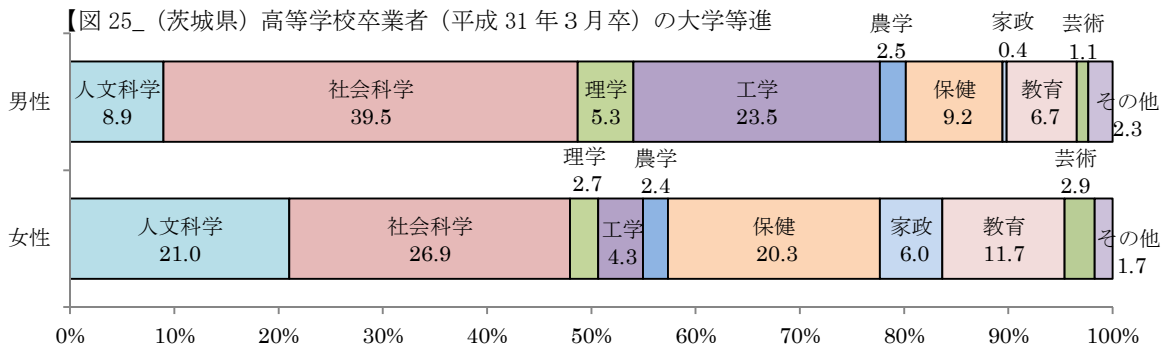
【出典】令和2年度男女共同参画白書

【図 24_（茨城県・全国）高等学校卒業者の大学等進学率の推移】



【出典】「学校基本調査」（文部科学省）（各年5月1日現在）

【図 25_（茨城県）高等学校卒業者（平成31年3月卒）の大学等進



【出典】「令和元年度高等学校等生徒の卒業後の進路状況調査」（県教育庁総務課）（令和元年5月1日現在）

＜主な取組＞

(1) 理工系分野への女性の参画拡大

- 科学技術・学術分野など、女性が新たに活躍できる職域を拡大する取組を支援します。

(2) 科学技術を担う人財育成

- 科学技術を担う「人財」を育成するため、小中学校における体験活動を重視した理数教育の充実を図るとともに、高等学校においては「スーパーサイエンスハイスクール」指定校の活動の充実を図ります。
- 科学技術イノベーション分野における次世代のグローバルリーダーの育成や女性の参画拡大のため、生徒等に理工系分野への進学を促す機会を提供します。

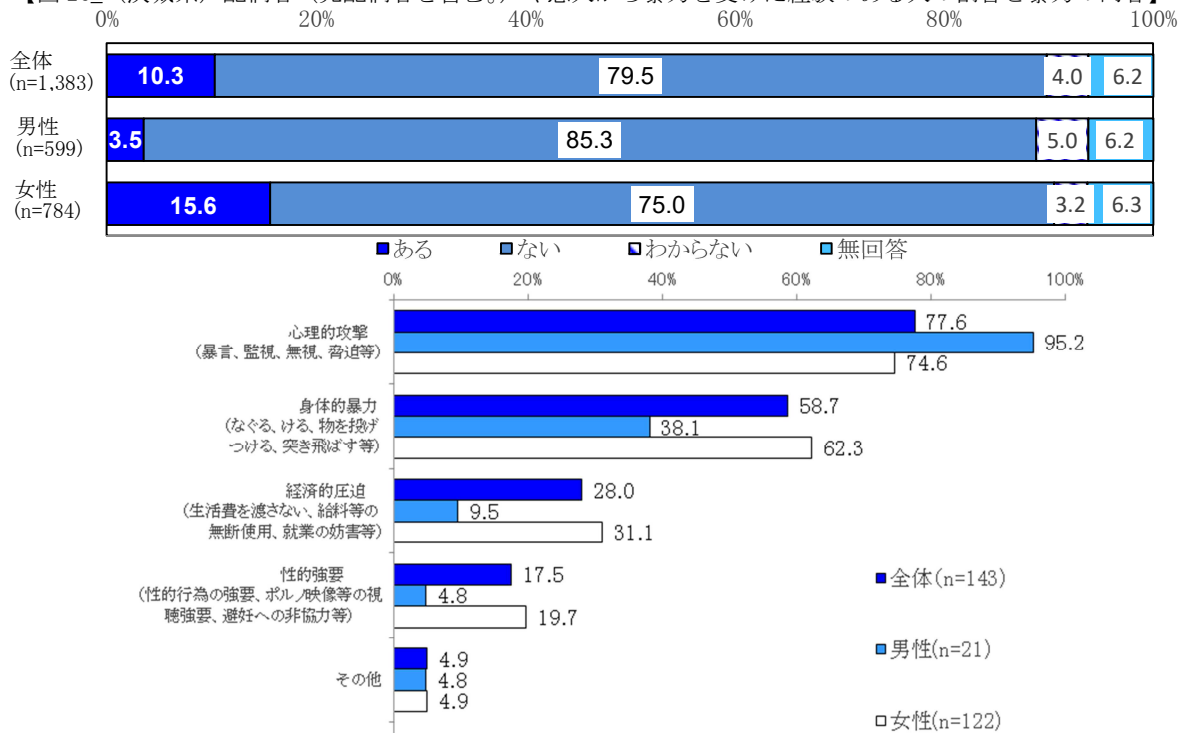
基本目標Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現

施策の方向性1 あらゆる暴力の根絶

＜現状と課題＞

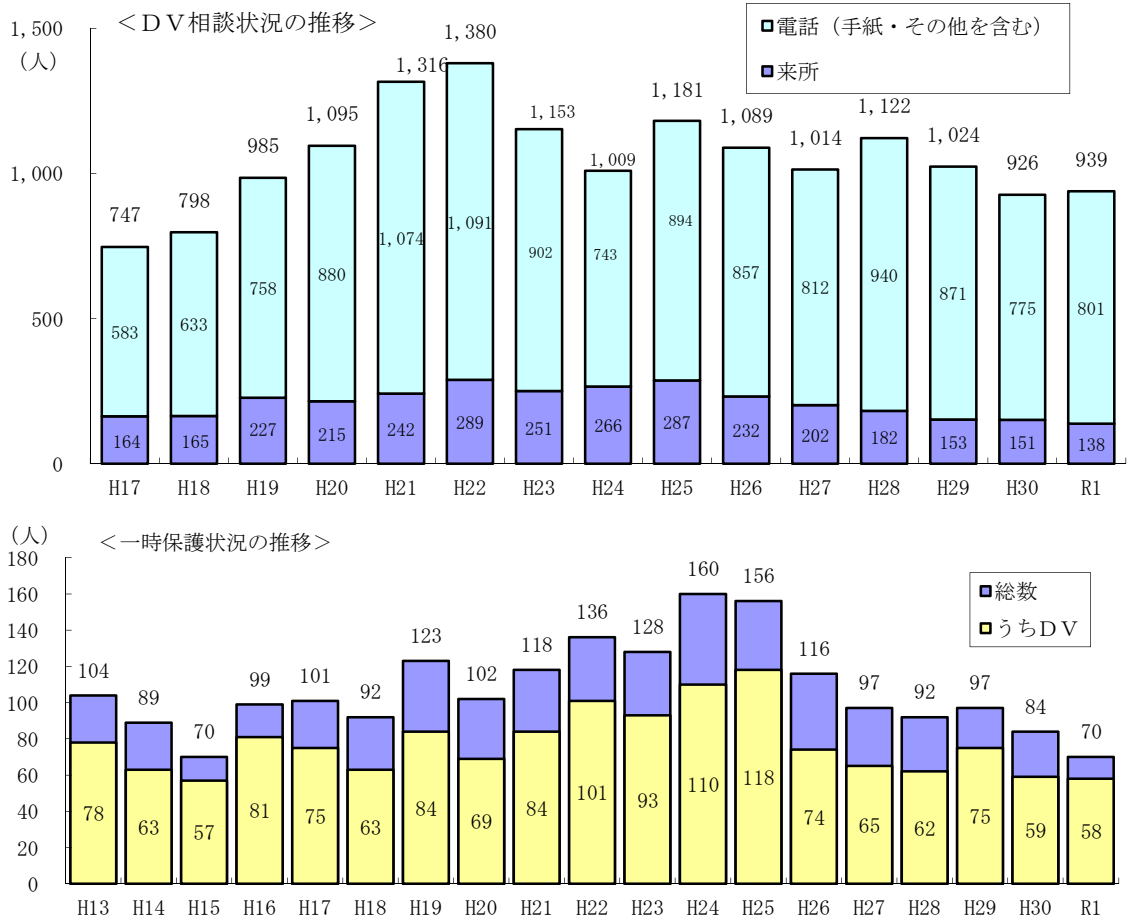
- 殴る蹴るなどの身体的な苦痛や、暴言や監視・無視などの精神的な苦痛など、男女間のあらゆる暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、性犯罪・性暴力、配偶者等からの暴力（DV（ドメスティック・バイオレンス））、ストーカー行為、職場等におけるハラスメントに、的確に対応する必要があります。
- 令和元年度県民意識調査によると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験については、「ある」が10.3%となっています。暴力の内容については、「心理的攻撃」が77.6%と最も高く、次いで「身体的暴力」が58.7%、「経済的圧迫」が28.0%となっています。性別にみると、配偶者や恋人から暴力を受けた経験が「ある」と回答した割合は、女性（15.6%）が男性（3.5%）より高くなっています。
- 特に、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、外出自粛や休業等による生活不安・ストレスから、家庭内の暴力の増加や深刻化が懸念されています。
- DVが起きている家庭では、児童虐待（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待）が同時に行われている場合があり、子どもが見ている前で行われる夫婦間の暴力（面前DV）は子どもへの心理的虐待にあたるなど、留意が必要です。
- いわゆるアダルトビデオ出演強要問題や「JKビジネス」問題など、子ども、若年層に対する性的な暴力が大きな社会問題となる中、関係機関が密接に連携した対応が求められています。

【図 26_ (茨城県) 配偶者（元配偶者を含む。）や恋人から暴力を受けた経験のある人の割合と暴力の内容】



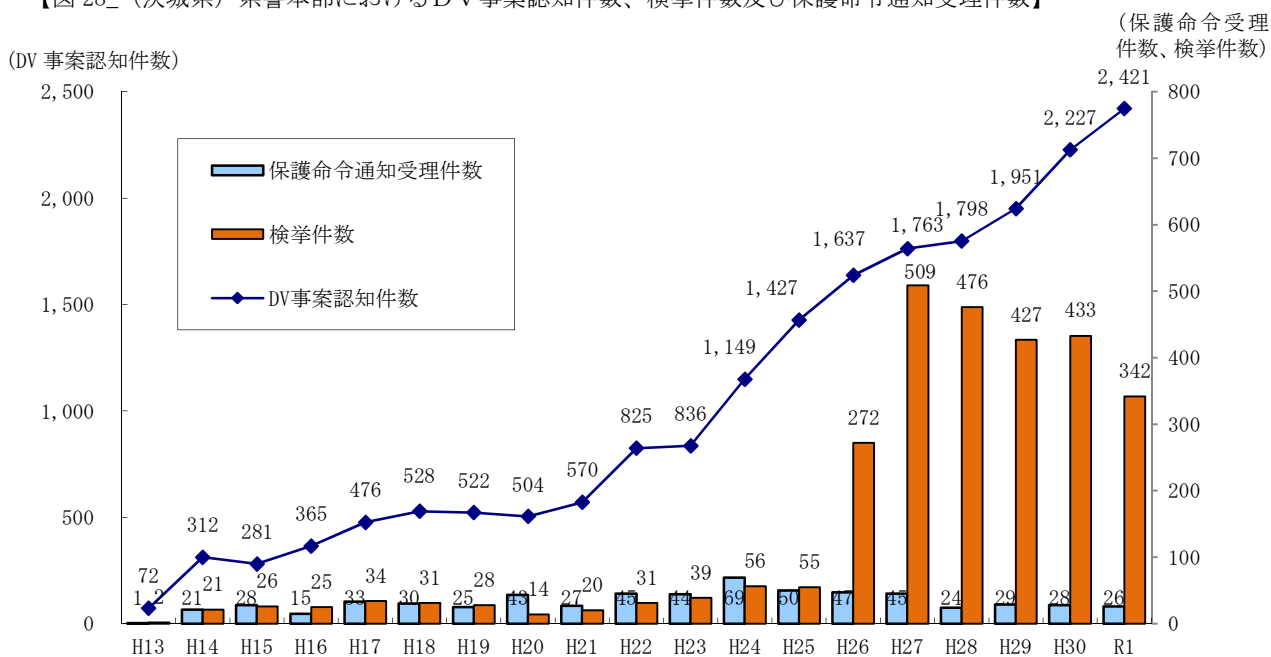
【出典】 令和元年度県民意識調査

【図 27_ (茨城県) 女性相談センター（配偶者暴力相談支援センター）におけるDV相談及び一時保護状況】



【出典】 青少年家庭課調べ

【図 28_ (茨城県) 県警本部におけるDV事案認知件数、検挙件数及び保護命令通知受理件数】



【出典】茨城県警察本部人身安全対策課調べ（各年12月末現在）

＜主な取組＞

(1) 身体的、精神的苦痛を含むあらゆる暴力の根絶、被害者の保護・支援に向けた環境づくり

- ストーカー・DV事案、性犯罪等に迅速かつ的確に対処するとともに、犯罪被害者やその家族等への支援を適切に行うため、被害者等が相談しやすい環境の整備や民間団体と連携した支援体制づくりを推進します。
- 児童虐待事案の被害防止、拡大防止を図るため、県・警察・教育委員会が情報共有を行うなど緊密に連携し、虐待事案等の早期発見に努めるとともに、被害を受けた児童生徒の安全確保を図ります。

(2) 男女が互いの人権を尊重する社会づくり

- セクシュアル・ハラスメントをはじめとした各種ハラスメントを防止するため、固定的な性別役割分担意識の解消など、男女が互いに人権を尊重し、暴力を容認しない社会環境づくりに向けた意識啓発を図ります。

施策の方向性2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備

＜現状と課題＞

- 経済社会における男女が置かれた状況の違いを背景として、女性は貧困等生活上の困難に陥りやすくなっています。特に、新型コロナウイルス感染症の拡大は、女性など社会的に弱い立場にある者に、より深刻な影響をもたらしています。

- 貧困等生活上の困難を解消し、その影響を断ち切るためには、子どもの貧困対策のみならず、個人の様々な生き方に沿った切れ目のない支援が必要です。
- いじめや人権侵害など様々な問題が発生していることから、一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性と能力を発揮できる社会づくりが求められています。

＜主な取組＞

(1) 持続可能で多様な働き方の実現

- 出産・育児・介護など様々な制約を持つ人が社会で活躍できる労働環境づくりを促進するとともに、男性の家事や、育児休暇取得等による育児等への参画促進を図ります。

(2) 困難を抱える子どもへの支援

- 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されることのないよう「教育支援」、「生活支援」、「就労支援」及び「経済的支援」に重点的に取り組み、子どもの貧困対策を推進します。
- 生活困窮世帯の子どもに対して、学び直しの機会の提供や学習習慣などを身につけさせる学習支援事業の実施を促進するとともに、支援内容の充実を図ります。

(3) 誰もが教育を受けることができる環境づくり

- 家庭の経済的状況等を踏まえ、市町村が実施する就学援助事業など経済的支援の周知を図り、教育機会の確保に努めます。
- 経済的理由に左右されず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込めるよう、奨学金貸与制度の実施や、就学支援金の支給などにより、家庭の教育費負担の軽減を図ります。

(4) 多様性を認め合うダイバーシティ社会の実現

- 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。
- 女性や子ども、高齢者、障害者、同和問題、性的指向や性自認を理由とする不当な差別的取扱いなど様々な人権問題に対応するため、人権啓発推進センターにおいて、各相談機関と連携した人権相談を実施します。

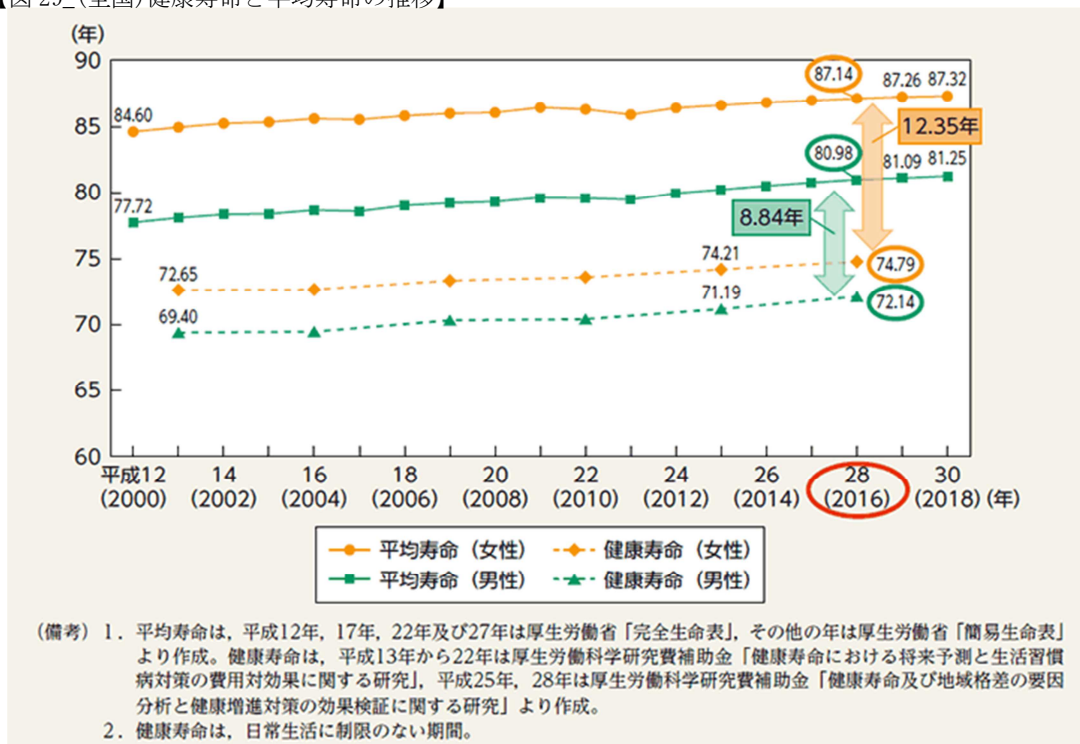
施策の方向性3 生涯を通じた健康支援

＜現状と課題＞

- 男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の形成に当たっての大前提となります。

- 心身及びその健康について、主体的に行動し、正確な知識・情報を入手することは、健康を享受できるようにしていくために必要です。特に、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、年代ごとに大きく変化するという特性があり、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康と権利)」の視点が重要です。
- また、成育医療の観点から、学童・思春期からの健康(月経など体のしくみや、月経困難症とその対応など月経に関する正しい知識を含む。)教育を充実させるとともに、全ての女性やカップルが自分たちの生活や健康に向き合えるような支援や、不妊治療と仕事の両立支援も必要です。
- 健康寿命と平均寿命の差は男性に比べて女性の方が大きくなっています。人生百年時代を見据えて、一人ひとりのヘルスリテラシー(健康について最低限知っておくべき知識)を向上させるなどの支援が必要となっています。

【図 29_ (全国)健康寿命と平均寿命の推移】



【出典】令和2年度男女共同参画白書

<主な取組>

(1) 「知・徳・体」バランスの取れた教育の推進

- 月経など体のしくみや、エイズ・性感染症やがんに関する正しい知識が身に付くよう、児童生徒を対象とした講演会を実施するとともに、各種防止教室(飲酒・喫煙・薬物乱用)を開催するなど、健康教育の充実を図ります。
- 健やかな体を育むため、運動やスポーツ活動の推進を図るとともに、食育を推進し、子どもたちの栄養や食事に関する正しい知識と望ましい食習慣の

定着を図ります。

(2) 結婚・出産の希望がかなう社会づくり

- 妊娠や出産にかかる様々な不安を解消するため、妊娠等電話相談窓口の設置や、産後に助産師が自宅を訪問する出張相談の実施など、安心して子どもを産み育てることのできる相談体制を整備します。
- 医療機関等の役割分担や広域的な連携強化などにより、総合的な小児・周産期医療体制の充実を図ります。
- 不妊に悩む夫婦への支援のため、高額になる特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担の軽減を図るとともに、仕事と不妊治療の両立について職場での理解を深め、従業員が働きやすい環境を整える企業の取組を促進します。

(3) 人生百年時代を見据えた健康づくり

- 乳がん、子宮がんなどのがん検診の普及啓発を進めるとともに患者・家族への支援の充実を図るなど、総合的ながん対策を推進します。
- 生活習慣病を予防するため、健康づくりキャンペーンや「いばらきヘルスロード（誰でも安全に歩くことができる身近なウォーキングコース）」の取組による普及啓発や、循環器疾患や糖尿病重症化予防など疾病対策を推進します。

施策の方向性 4 防災・復興における男女共同参画の推進

<現状と課題>

- 東日本大震災や関東・東北豪雨をはじめとする過去の経験を教訓として、災害への備えや地域防災力の強化、発災時の応急対策などの充実が求められています。
- 平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが肝要であるとともに、非常時において、増大する家事・育児・介護等が女性に集中したり、DVや性被害・性暴力が生じるなどの困難が深刻化しないような配慮が求められています。
- しかしながら、東日本大震災以降も様々な自然災害が起こる中で、いまだ、男女共同参画の視点からの防災・復興の取組が十分に浸透しているとは言い難い状況です。

<主な取組>

(1) 防災意識の高揚と地域防災活動の支援・充実

- 地域の防災リーダーとなる人材の育成・確保、自主防災組織の充実や学校防災の向上等による自発的な地域防災を支援するとともに、性別などによるニーズの違いを踏まえた防災対策の取組を促進します。

- 地域防災体制の中核を担う消防団の充実強化を図るため、消防団員確保等のためのPRや支援を行います。

基本目標Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

施策の方向性1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備

<現状と課題>

- 令和元年度県民意識調査によると、様々な分野における男女の地位は、「学校教育の場」では、男女ともに「平等である」と回答した割合が高い一方で、「社会全体」、「家庭生活（家事・育児など）」、「政治の場」では、「平等である」と回答した割合が低くなっており、不平等感が強くなっています。
- 女性の活躍を推進する上での諸課題について解決を図りながら、女性が個性と能力を発揮し、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現や、男女の多様な選択を可能にする育児・介護の支援基盤の整備が求められています。

<主な取組>

(1) 誰もが能力を発揮できる社会づくり

- あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。

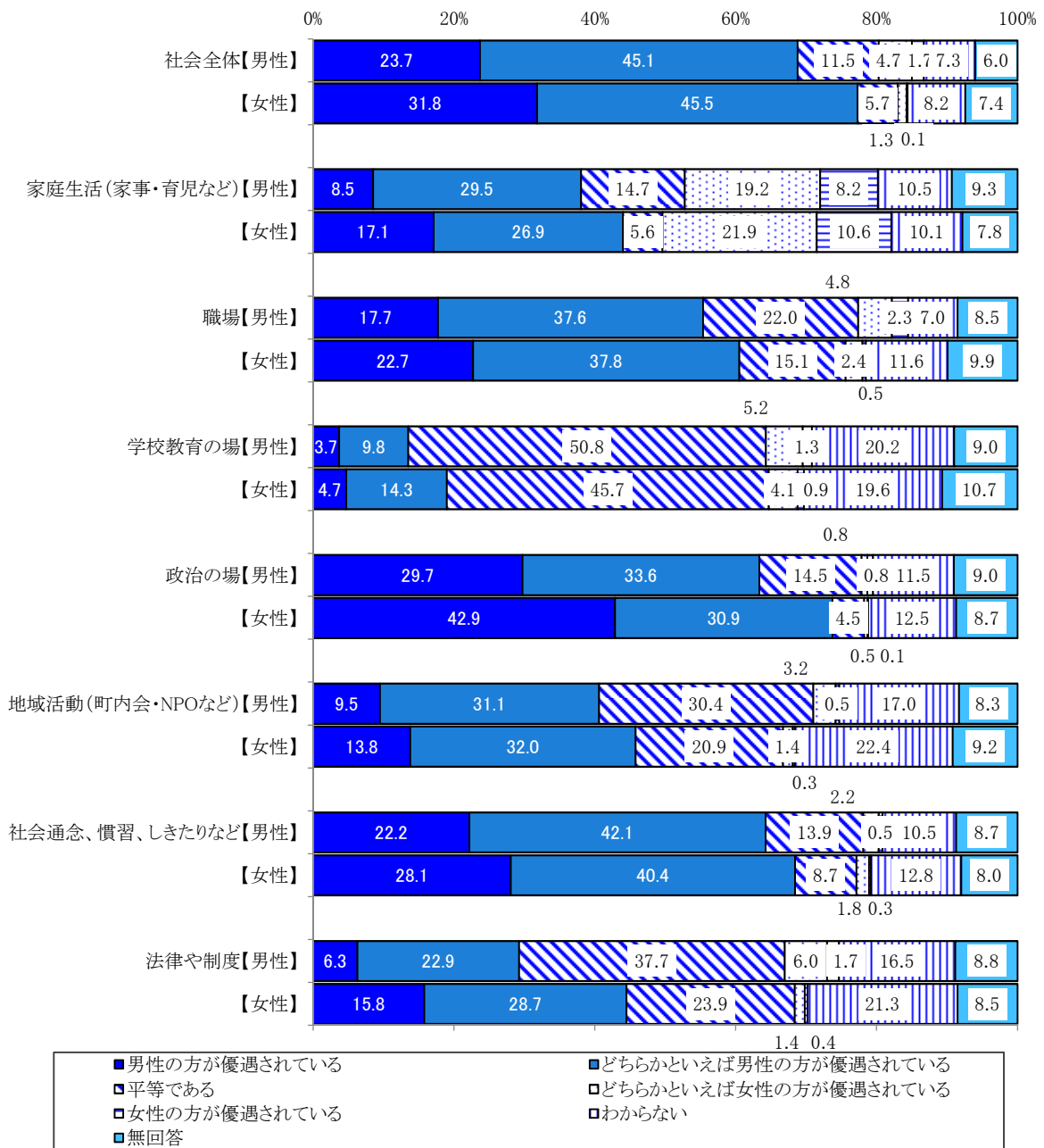
(2) 安心して子どもを育てられる社会づくり

- 待機児童ゼロを実現するため、保育所等の整備を進めるとともに、多様な保育ニーズに対応します。
- 仕事と育児を両立するための基盤づくりとなる、放課後児童クラブの整備を推進するとともに、放課後児童支援員の確保や質の向上を図ります。
- 地域の子育て支援の充実を図るため、親子の交流や育児不安等についての相談、支援等を行う子育て支援拠点づくりなど、安心して子育てできる環境づくりを進めます。

(3) 地域包括ケアシステムの構築

- 仕事と介護を両立するための基盤づくりとなる、茨城型地域包括ケアシステムを構築するとともに、地域の医療・介護関係者など多職種協働による支援を推進します。

【図 30_ (茨城県) 男女共同参画社会について (各分野の男女の地位)】



【出典】 令和元年度県民意識調査

施策の方向性2 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進 ＜現状と課題＞

- 男女共同参画を推進する様々な取組が進められており、法制度の整備も進んできましたが、依然として社会全体が変わるまでに至っていない要因の一つとして、働き方・暮らし方の根底に、長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見・固定観念、無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)があることが挙げられます。

- 子どもをはじめ様々な世代で固定的な性別役割分担意識等を植え付けず、また、押し付けない取組、男女双方の意識を変えていく取組が重要です。
- 年代に応じた多様な働き方、学び方、生き方の選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実が求められています。
- 各種メディアを通じて幅広い情報を提供・発信することによって、より多くの県民に男女共同参画の理解を促進し、意識を高めることが期待できます。
- SNS（利用者同士が交流できるインターネット上の会員サービス。ソーシャルネットワーキングサービスの略。）などインターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、ICTメディアリテラシー（パソコン、携帯電話などICTメディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む考え方）を向上させるための教育が必要です。

＜主な取組＞

(1) 一人ひとりが尊重される社会づくり

- あらゆる世代を対象に、男女共同参画社会を実現するため、理解促進や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた意識啓発を図ります。
- 多様性を認め合うダイバーシティ社会に向けて、各分野における性別、人種、年齢、性格、学歴、価値観、マイノリティなどの多様性を受け入れ、認め合うための共同参画の取組を推進します。
- 人権教育を学校教育、社会教育の両面から推進するとともに、地域における人権啓発活動の指導者を育成します。

(2) キャリア教育による将来の目標づくり

- 小学校・中学校・高等学校の教育活動全体を通じて、学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、主体的、創造的に生きていくための資質や能力を身に付けることが重要です。このため、特別活動や各教科の授業などにおいて自分らしい生き方の実現につながる内容を取り上げたり、職場体験活動や家計についての学習などにより職業観や社会の仕組みを学んだりするなど、キャリア教育の充実を図ります。
- 高校生の職業観の醸成やキャリア形成支援を図るため、就業体験や女性ロールモデルをはじめとした卒業生・職業人との交流などの体験的な学習の機会を計画的・系統的に提供します。
- 子どもたちが、自ら課題を見つけ、その解決に向けて行動できるよう支援するとともに、行動の成果を発表する場を提供し、高い創造意欲を持ちリスクに対しても積極的に挑戦できるアントレプレナーシップ（起業家精神）を醸成します。

(3) 生涯にわたる学びのすすめ

- 身近な社会教育施設の機能を充実するとともに、ICT学習やリカレント教育（社会人になってからも、学校やそれに準ずる教育・訓練機関に戻ることが可能な教育システム）を推進し、生涯にわたる学びの機会を提供します。

(4) 正しいメディアとのつきあい方

- 青少年の安心安全なインターネット利用を図るため、情報モラル教育の充実やメディアの健全な利用に必要なICTメディアリテラシーの向上を図ります。

II 推進体制と進行管理

1 県の推進体制の充実

(1) ダイバーシティ推進センターの充実強化

男女共同参画社会の実現や女性活躍の推進に加え、誰もが能力を発揮し、活躍できる社会の実現を目指すための拠点施設である「ダイバーシティ推進センター」において、広報啓発、講座、相談事業、情報収集・提供などの機能の充実・強化を図ります。

(2) 茨城県男女共同参画審議会の運営

県のあらゆる施策に男女共同参画の視点を導入し、施策を推進するための調査審議機関として、茨城県男女共同参画審議会を運営し、県事業の進捗状況の確認などを実施します。

(3) いばらき女性活躍推進会議の運営

国、県、市町村、経済団体、農業団体、労働者団体により構成する「いばらき女性活躍推進会議」を中心に、働く女性が活躍できる社会の実現に向けた取組を官民連携のもと実施します。

(4) 男女共同参画苦情・意見処理委員会の運営

茨城県男女共同参画推進条例第14条の規定により、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を処理するために必要な体制として、第三者を構成員とする男女共同参画苦情・意見処理委員会を運営します。

(5) 茨城県男女共同参画推進員による地域に密着した普及啓発の推進

県内各地域に茨城県男女共同参画推進員を配置し、広報活動や地域情報の収集・提供、相談窓口の紹介などの情報提供、男女共同参画の推進に資する地域での自主活動などの地域に密着した普及啓発を推進します。

(6) 積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進

県の審議会等における委員の任命又は委嘱に当たって、積極的改善措置を講じるように努めます。

(7) 男女共同参画に関する情報の収集と提供、意識や実態の調査研究

男女共同参画を効果的に推進していくため、国や他の地方公共団体の取組、事業者・団体などの取組についての情報を収集して県民に提供するとともに、県民の意識や実態を把握するための調査を定期的実施します。

2 連携の強化

県民、事業者、関係団体、NPO、国、市町村など多様な主体との緊密な連携のもと、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進します。

3 進行管理等

(1) 進行管理

計画に基づく男女共同参画施策の実施状況や、男女共同参画に関連の深い統計調査の数値を指標として活用し、男女共同参画の推進状況を把握するとともに、茨城県男女共同参画審議会への報告等を通じ、適切に進行管理を行います。

(2) 公表

男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の県の取組や進捗状況を取りまとめた年次報告書を作成し、県民に公表します。

◆ 指標項目

茨城県男女共同参画基本計画(第4次)における目標指標及び参考項目

1 目標指標

男女共同参画の推進のため、数値目標を定めて当該目標達成に向けて取り組むもの

	項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和7年度)	出典
＜基本目標Ⅰ＞ あらゆる分野における男女共同参画の推進	1 県審議会等における女性委員の割合	34.8%	40.0%	女性活躍・県民協働課調べ
	2 県内企業の1か月あたり所定外労働時間数(暦年)	11.4時間	8.1時間	毎月勤労統計調査
＜基本目標Ⅱ＞ 安全・安心な暮らしの実現	3 県民が希望する子どもの数と実際の子どもの数の差	0.46	現状より改善	少子化対策課調べ
	4 乳がん検診受診率	46.2%	50% (令和4年度)	国民生活基礎調査(健康票)
	5 子宮頸がん検診受診率	41.7%	50% (令和4年度)	国民生活基礎調査(健康票)
＜基本目標Ⅲ＞ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	6 保育所等の待機児童数(4月1日現在)	193人 (令和2年4月1日現在)	0	子ども未来課調べ

※県総合計画の改定により、見直す場合がある。

2 参考項目

男女共同参画推進の状況把握のため、数値を定めず当該状況に関する数値の推移を確認するもの

	項目	出典
＜基本目標Ⅰ＞あらゆる分野における男女共同参画の推進		
1 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	①管理的職業従事者(会社役員、会社管理職員、管理的公務員等)に占める女性の割合	国勢調査、就業構造基本調査
	②県の審議会等における女性委員の割合(法令設置)(茨城県)	内閣府調査
	③都道府県議会議員に占める女性の割合(茨城県)	内閣府調査
	④市区議会議員に占める女性の割合(茨城県)	内閣府調査
	⑤町村議会議員に占める女性の割合(茨城県)	内閣府調査
2 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和	⑥男女間賃金格差(茨城県)	賃金構造基本統計調査
	⑦性別・配偶者の有無による有業率の差(25-34歳、35-44歳、45-54歳)	国勢調査、就業構造基本調査
	⑧「働き方改革優良(推進)企業」の認定企業数	労働政策課調べ
	⑨県内中小企業の年次有給休暇取得率	労働政策課調べ
3 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	⑩家族経営協定締結農家数	農林水産省調べ
4 科学技術・学術における男女共同参画の推進	⑪理系大学進学率(茨城県、男女別)	教育庁調べ
＜基本目標Ⅱ＞安全・安心な暮らしの実現		
1 あらゆる暴力の根絶	⑫DV事案の認知件数	県警本部調べ
2 男女共同参画の視点に立った生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備	⑬母子・父子自立支援プログラム策定件数	青少年家庭課調べ
3 生涯を通じた健康支援		
4 防災・復興における男女共同参画の推進	⑭茨城県における消防団員に占める女性の割合	消防安全課調べ
＜基本目標Ⅲ＞男女共同参画の実現に向けた基盤の整備		
1 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備	⑮保育所等の待機児童数(10月1日現在)	子ども未来課調べ
	⑯地域包括支援センター数(サブセンター、ランチ含む)	健康・地域ケア推進課調べ
2 教育・メディアを通じた男女双方の意識改革、理解の促進	⑰固定的な性別役割分担意識を持たない県民の割合	女性活躍・県民協働課調べ
	⑱社会全体でみた男女の地位が平等であると感じている県民の割合	女性活躍・県民協働課調べ

◆ 付属資料

茨城県男女共同参画審議会委員名簿

任期：令和2年8月1日～令和3年7月31日（50音順、敬称略）


氏名	所属	区分	備考
阿部 重典	(株)茨城放送代表取締役社長	報道	副委員長
安藤 隆子	茨城県女性団体連盟会長	女性団体	
飯田 昭子	連合茨城女性委員会副会長	労働(被雇用)	
大塚 昌弘	茨城県学校長会副会長	教育	
長田 佳世	茨城県産婦人科医会理事	医療	
清山 玲	茨城大学人文社会科学部教授	学識	委員長
高輪 忍	(株)常陽銀行執行役員人事部長	労働(事業者)	
中島 美那子	茨城キリスト教大学文学部教授	学識	
中村 香代	(株)わかさキャリアコンシェルジュ代表取締役	福祉	
中本 義信	弁護士(コラソン法律事務所)	法曹	
仲山 郁夫	NPO法人ウィメンズネット「らいず」会員	一般公募	
俵田 憲諭	茨城労働局雇用環境・均等室長	労働(国)	
山形 芙美	日立商工会議所女性起業家交流グループ みゅーずnet会長	商工業	
横田 祥	(有)横田農場米粉スイーツ加工部長	農林水産	

※各委員の役職は、委員委嘱時のものです。

茨城県男女共同参画審議会の審議状況

日時	審議内容
令和2年8月7日	<ul style="list-style-type: none"> ・新しい男女共同参画基本計画策定に係る諮問について ・茨城県男女共同参画基本計画(第3次)の概要及び進捗状況について ・新しい男女共同参画基本計画の骨子(案)について
令和2年9月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県男女共同参画基本計画(第4次)(素案)について ・パブリックコメント等の実施について
令和2年11月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県男女共同参画基本計画(第4次)(案)答申案について ・パブリックコメント等の実施結果について ・茨城県男女共同参画基本計画(第4次)の指標項目等について

茨城県男女共同参画基本計画（第4次）用語解説

	用語	解説
1	ICTメディアリテラシー	パソコン、携帯電話などICTメディアの活用・操作能力のみならず、メディアの特性を理解する能力、メディアにおける送り手の意図を読み解く能力、メディアを通じたコミュニケーション能力までを含む考え方のこと。 (本文再掲)
2	IoT	現実世界のさまざまなモノが、インターネットとつながること。Internet of Things の略。モノの世界で収集したデータが、通信によりインターネット空間に送信・蓄積され、データを分析・活用することで、新たな価値の創出につながります。
3	アントレプレナーシップ（起業家精神）	新しい事業の創作意欲に燃え、高いリスクに果敢に挑む姿勢のこと。
4	茨城型地域包括ケアシステム	高齢者や障害者等すべての要援護者、さらにはその家族も対象とし、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていけるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保されるシステムのこと。
5	SDGs（持続可能な開発目標）	<p>平成27(2015)年9月に国連で採択された、平成28(2016)年から令和12(2030)年までの国際目標。「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に総合的に取り組むため、先進国を含む国際社会全体の目標として、2030年を期限とする包括的な17の目標（Sustainable Development Goals: SDGs）を設定。目標5ではジェンダー平等の達成と全ての女性及び女児のエンパワーメント（自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること）が掲げられており、すべての目標とターゲットにおける進展において死活的に重要な貢献をするものとされています。</p> <div data-bbox="596 1070 1362 2085" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="background-color: #e91e63; color: white; padding: 5px; text-align: center; width: 40px;"> <p>5 ジェンダー平等を 実現しよう</p>  </div> <div style="margin-left: 10px;"> <p>目標5. ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う</p> </div> </div> <ol style="list-style-type: none"> 5.1 あらゆる場所におけるすべての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。 5.2 人身売買や性的、その他の種類の搾取など、すべての女性及び女児に対する、公共・私的空間におけるあらゆる形態の暴力を排除する。 5.3 未成年者の結婚、早期結婚、強制結婚及び女性器切除など、あらゆる有害な慣行を撤廃する。 5.4 公共のサービス、インフラ及び社会保障政策の提供、ならびに各国の状況に応じた世帯・家族内における責任分担を通じて、無報酬の育児・介護や家事労働を認識・評価する。 5.5 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。 5.6 国際人口・開発会議（ICPD）の行動計画及び北京行動綱領、ならびにこれらの検証会議の成果文書に従い、性と生殖に関する健康及び権利への普遍的アクセスを確保する。 5.a 女性に対し、経済的資源に対する同等の権利、ならびに各国法に従い、オーナーシップ及び土地その他の財産、金融サービス、相続財産、天然資源に対するアクセスを与えるための改革に着手する。 5.b 女性の能力強化促進のため、ICTをはじめとする実現技術の活用を強化する。 5.c ジェンダー平等の促進、ならびにすべての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。 <p style="font-size: small;">（我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（仮訳）から抜粋）</p> </div>

	用語	解説
6	SNS	利用者同士が交流できるインターネット上の会員サービスのこと。ソーシャル・ネットワーキング・サービスの略。 (本文再掲)
7	各種ハラスメント	<p>男女共同参画・女性活躍の推進を阻害する主なハラスメントとして、以下のものが挙げられます。(セクシュアル・ハラスメントは本用語 14 を参照)</p> <p><マタニティ・ハラスメント、パタニティ・ハラスメント、ケアハラスメントなど妊娠・出産、育児休業、介護休暇等に関するハラスメント></p> <p>男女雇用機会均等法、育児・介護休業法では、産前休業、育児休業などの制度や措置の利用に関する言動により就業環境が害されるものや、女性労働者が妊娠したこと、出産したことなどに関する言動により就業環境が害されるものを「妊娠・出産、育児休業、介護休業等に関するハラスメント」といい、事業主に防止措置を講じることを義務付けています。併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止されています。</p> <p>また、妊娠・出産、育児休業、介護休業等を理由として解雇、不利益な異動、減給、降格等の不利益な取扱いを行うことは、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法で禁止されています。</p> <p><パワー・ハラスメント></p> <p>職場における「パワー・ハラスメント」とは、職場において行われる ①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素を全て満たすものをいいます。</p> <p>改正された労働施策総合推進法において、職場におけるパワー・ハラスメントについて事業主に防止措置を講じることを義務付けています。併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いも禁止されています。</p> <p>なお、性的指向・性自認に関する言動、性的指向や性自認に関する望まぬ暴露であるいわゆる「アウトティング」も、職場におけるハラスメントの対象となり得ます。</p>
8	家族経営協定	家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のこと。
9	固定的な性別役割分担意識	男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。
10	「JKビジネス」問題	児童の性を売り物にする営業の一つで、「JK」、すなわち「女子高校生」などの 18 歳に満たない者を雇い、表向きには性的サービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、児童による性的なサービスを客に提供させているものの問題。
11	ジェンダー	「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)があります。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会的・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われています。

	用語	解説
12	ジェンダーギャップ指数	ジェンダーギャップ指数（Gender Gap Index : GGI）とは、世界経済フォーラム（World Economic Forum）から毎年度発表される、各国における男女格差を測る指数のこと。本指数は、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから作成され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しています。
13	周産期	周産期とは、WHOにより定められた「疾病及び関連保健問題の国際統計分類第10回改訂」（ICD-10）において、妊娠満22週から生後満7日未満までの期間と定義されています。この期間は、合併症妊娠や分娩時の新生児仮死など、母体・胎児や新生児の生命に関わる事態が発生する可能性があります。周産期を含めた前後の期間における医療は、突発的な緊急事態に備えて産科・小児科双方からの一貫した総合的な体制が必要であることから、特に「周産期医療」と表現されています。
14	成育医療	妊娠、出産及び育児に関する問題、成育過程（出生に始まり、新生児期、乳幼児期、学童期及び思春期の各段階を経て、おとなになるまでの一連の成長の過程）の各段階において生ずる心身の健康に関する問題等を包括的に捉えて適切に対応する医療のこと。
15	性的指向・性自認	性的指向（Sexual Orientation）とは、人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示す概念のこと。性自認（Gender Identity）とは、自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念のこと。性的指向と性自認の頭文字を取った「SOGI」という用語もあります。 なお、性的指向について、例えば、レズビアン（同性を恋愛や性愛の対象とする女性）、ゲイ（同性を恋愛や性愛の対象とする男性）、バイセクシュアル（同性も異性も恋愛や性愛の対象とする人）等の呼称、性自認について、例えば、トランスジェンダー（出生時の戸籍上の性とは異なる性自認を有する人）等の呼称があり、これらの頭文字を取った「LGBT」という用語が、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）を表す言葉の一つとして使われることもあります。
16	セクシュアル・ハラスメント	継続的な人間関係において、優位な力関係を背景に、相手の意思に反して行われる性的な言動のこと。単に雇用関係にある者の間のみならず、施設における職員とその利用者との間や団体における構成員間など、様々な生活の場で起こり得るものです。 男女雇用機会均等法では、職場において、労働者の意に反する性的な言動が行われ、それを拒否したことで解雇、降格、減給などの不利益を受けること、性的な言動が行われることで職場の環境が不快なものとなったため、労働者が就業する上で、見過ごすことができない程度の支障が生じることを「職場におけるセクシュアル・ハラスメント」といい、事業主に防止措置を講じることを義務付けています。併せて、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。 事業主、上司、同僚に限らず、取引先、顧客、患者、学校における生徒などもセクシュアル・ハラスメントの行為者になり得ます。男性も女性も行為者にも被害者にもなり得る問題です。異性に対するものだけでなく、同性に対するものも該当します。 また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントは、相手の性的指向又は性自認にかかわらず、該当することがあります。

	用語	解説
17	積極的改善措置（ポジティブ・アクション）	様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくものです。積極的改善措置の例としては、国の審議会等委員への女性の登用のための目標の設定や、女性国家公務員の採用・登用の促進等が実施されています。男女共同参画社会基本法では、積極的改善措置は国の責務として規定され、また、国に準じた施策として地方公共団体の責務にも含まれています。
18	ダイバーシティ	「多様性」のこと。性別や国籍、年齢などに関わりなく、多様な個性が力を発揮し、共存できる社会のことをダイバーシティ社会といいます。
19	特定不妊治療	不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精のこと。1回の治療費が高額であり、その経済的負担が重いことから十分な治療を受けることができず、子どもを持つことを諦めざるを得ない方も少なくないことから、それらを「特定不妊治療」として、その費用の一部を公的に助成しています。（令和3年3月現在）
20	ネグレクト	<p>幼児や児童などに対し、その保護、世話、養育、介護などを怠り、放任する行為のこと。</p> <p>身体的・精神的・性的虐待とならぶ虐待のひとつであり、日本では特に子どもへの「育児放棄」を指すことが多いようです。</p> <p>一人で長期間放置したり、成長に必要な食物を与えなかったりする「身体的ネグレクト」、予防接種や病気の治療を受けさせない「医療的ネグレクト」、情緒的支援をしない「情緒的ネグレクト」、学校へ入学させない、出席させない「教育的ネグレクト」などがあり、幼少時期にこういったネグレクトに晒された場合、適切な親子関係・対人関係が築かれなため、将来の人格形成などに重大な影響を及ぼすと言われています。</p>
21	ヘルスリテラシー	健康について最低限知っておくべき知識のこと。（本文再掲）
22	無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）	誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にきざみこまれ、既成概念、固定観念となっていきます。
23	U I J ターン	<p>U I J ターンとは、以下の3つの人口還流現象の総称。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Uターン現象 地方から都市へ移住したあと、再び地方へ移住すること。 ・Iターン現象 地方から都市へ、または都市から地方へ移住すること。 ・Jターン現象 地方から大規模な都市へ移住したあと、地方近くの中規模な都市へ移住すること。
24	リカレント教育	社会人になってからも、学校やそれに準ずる教育・訓練期間に戻ることが可能な教育システムのこと。（本文再掲）
25	リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）	<p>「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）」とは、「人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。</p> <p>「リプロダクティブ・ライツ（性と生殖の権利）」とは、「リプロダクティブ・ヘルス（性と生殖の健康）を得る権利」とされています。</p>
26	ロールモデル	将来像を描き、自分のキャリア形成を考える際に参考となる事例のこと。

	用語	解説
27	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）	<p>仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（仕事と生活の調和推進官民トップ会議、平成 19(2007)年 12 月 18 日策定）では、仕事と生活の調和が実現した社会は、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」とされています。具体的には、次のとおりです。</p> <p>①就労による経済的自立が可能な社会 経済的自立を必要とする者、とりわけ若者がいきいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。</p> <p>②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会 働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。</p> <p>③多様な働き方・生き方が選択できる社会 性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。</p>

男女共同参画に関する国内外の動き

年	国連等	日本	茨城県
1946 (昭和 21)	・国連「婦人の地位委員会」発足	・日本初の婦人参政権行使 ・「日本国憲法」公布 (1947(昭和 22)施行)	
1975 (昭和 50)	・国際婦人年 目標：平等、発展、平和 ・国際婦人年世界会議(第1回世界女性会議)開催 (メキシコシティ) ・「世界行動計画」採択	・「婦人問題企画推進本部」設置 ・「婦人問題企画推進会議」開催	
1976 (昭和 51)	・「国連婦人の10年」スタート(1976~1985)	・民法改正(離婚復氏制度の改正)	
1977 (昭和 52)		・「国内行動計画」策定 ・「国立婦人教育会館」(現:国立女性教育会館)設置	
1978 (昭和 53)			・生活福祉部に「青少年婦人課」設置 ・「婦人問題対策連絡調整要綱」制定
1979 (昭和 54)	・国連第34回総会「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」採択	・「女子差別撤廃条約」署名	・「婦人問題懇話会」設置
1980 (昭和 55)	・「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン) ・「国連婦人の10年後半期行動プログラム」採択	・「民法・家事審判法」改正(配偶者法定相続分引き上げ他)	・第2次県民福祉基本計画に「婦人の福祉の向上」を位置付ける
1981 (昭和 56)	・ILO第156号条約(家族的責任条約)採択	・国内行動計画後期重点目標設定	
1984 (昭和 59)		・「国籍法」改正(父系優先血統主義の撤廃)	
1985 (昭和 60)	・「国連婦人の10年」ナイロビ世界会議 ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択(1平等、2発展、3平和、4特殊な状況の婦人、5国際及び地域協力)	・「男女雇用機会均等法」公布(昭和61年施行) ・「労働基準法」改正 ・「家庭科教育に関する検討会議」報告 ・「女子差別撤廃条約」批准	
1986 (昭和 61)		・婦人問題企画推進本部拡充(構成を全省庁に拡大) ・婦人問題企画推進有識者会議開催	・新県民福祉基本計画に「女性の地位向上と社会参加の促進」を位置付ける
1987 (昭和 62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	・「茨城県立婦人教育会館」設置
1988 (昭和 63)		・女子差別撤廃条約実施状況第1回報告審議	
1989 (昭和 64・平成元)	・児童の権利に関する条約採択	・新学習指導要領告示(高等学校家庭科男女必修等)	
1990 (平成 2)	・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択		・女性プラン策定に関する提言(婦人問題推進有識者会議) ・「茨城県女性対策推進本部」設置

年	国連等	日本	茨城県
1991 (平成 3)		<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」公布 ・「西暦 2000 年に向けての新国内行動計画」第一次改定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきローズプラン 21」策定、「いばらきローズプラン 21 推進委員会」設置
1993 (平成 5)	<ul style="list-style-type: none"> ・世界人権会議(ウィーン) ・女性に対する暴力撤廃宣言 	<ul style="list-style-type: none"> ・「パートタイム労働法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉課に「女性青少年室」設置
1994 (平成 6)	<ul style="list-style-type: none"> ・ILO 第 175 号条約(パートタイム労働に関する条約)採択 ・国際人口開発会議(カイロ)「行動計画」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会(政令)」、「男女共同参画推進本部」設置 ・女子差別撤廃条約実施状況第 2 回及び第 3 回報告審議 ・家庭科の男女必須完全実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉部に「女性青少年課」設置
1995 (平成 7)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 4 回世界女性会議－平等、開発、平和のための行動(北京) ・「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児休業法」を「育児・介護休業法」へ改正(介護休業制度の法制化) 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県長期総合計画に「男女共同参画社会の形成」を位置付ける ・「男と女・ハーモニー週間」設定
1996 (平成 8)		<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画推進連携会議(えがりてネットワーク)発足 ・「男女共同参画 2000 年プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきハーモニープラン」策定
1997 (平成 9)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画審議会(法律)」設置 ・「介護保険法」公布 	<ul style="list-style-type: none"> ・茨城県立婦人会館を茨城県女性プラザに改称、茨城県鹿行生涯学習センターを併設
1999 (平成 11)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 	<ul style="list-style-type: none"> ・女性青少年課を福祉部から知事公室へ組織替
2000 (平成 12)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連特別総会「女性 2000 年会議」(ニューヨーク) ・ミレニアム開発目標(MDGs)設定(目標 3:ジェンダー平等推進と女性の地位向上) ・「女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「いばらきハーモニープラン後期実施計画」策定
2001 (平成 13)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画局」、「男女共同参画会議」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・第 1 回男女共同参画週間(以降、毎年実施) ・「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画推進条例」施行 ・「男女共同参画審議会」設置 ・「茨城県女性対策推進本部」を「茨城県男女共同参画推進本部」に改称
2002 (平成 14)			<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画基本計画(新ハーモニープラン)」策定 ・「男女共同参画苦情・意見処理委員会」設置
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> ・「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画本部決定 	

年	国連等	日本	茨城県
2003 (平成 15)		<ul style="list-style-type: none"> ・女子差別撤廃条約実施状況第4回及び第5回報告審議 ・「少子化社会対策基本法」公布、施行 ・「次世代育成支援対策推進法」公布、施行 	
2004 (平成 16)		<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 	
2005 (平成 17)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 49 回国連婦人の地位委員会「北京＋10」閣僚級会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「女性フロンティア」男女共同参画支援室」設置
2006 (平成 18)		<ul style="list-style-type: none"> ・「男女雇用機会均等法」改正 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定 	<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画実施計画(平成 18 年度～平成 22 年度)」策定
2007 (平成 19)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正 ・「パートタイム労働法」改正 ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定 	
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> ・国連女子差別撤廃委員会(日本の女子差別徹底条約実施状況第 6 回報告に関する審議・勧告) 	<ul style="list-style-type: none"> ・「育児・介護休業法」改正 ・女子差別撤廃条約実施状況第 6 回報告審議 	
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 54 回国連婦人の地位委員会「北京＋15」記念会合(ニューヨーク) ・国連グローバル・コンパクト(UNGC)と UN IFEM(現 UN Women)が女性のエンパワメント原則(WEPs)を共同で作成 	<ul style="list-style-type: none"> ・APEC 第 15 回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合(東京開催) ・「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定 ・「第 3 次男女共同参画基本計画」閣議決定 	
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> ・「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(UN Women)正式発足 		<ul style="list-style-type: none"> ・「茨城県男女共同参画基本計画(第 2 次)いきいきいばらきハーモニープラン(平成 23 年度～平成 27 年度)」策定
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> ・第 56 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワメント」決議案採択 		
2013 (平成 25)		<ul style="list-style-type: none"> ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる 	

年	国連等	日本	茨城県
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> 第 58 回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択 	<ul style="list-style-type: none"> 「パートタイム労働法」改正 「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム(WAW!Tokyo2014)開催(以降、毎年開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 「ウイメンズ・パワーアップ会議」設置、「ウイメンズ・パワーアップ会議からの提言～チェンジ!チャレンジ!いばらきウーマン～」の提言書を受ける
2015 (平成 27)	<ul style="list-style-type: none"> 第 59 回国連婦人の地位委員会「北京+20」記念会合(ニューヨーク) 第 3 回国連防災世界会議(仙台)「仙台防災枠組」採択 UN Women 日本事務所開設 「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」(SDGs)採択(目標 5:ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメントを行う) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布、一部施行(全面施行 平成 28) 「第 4 次男女共同参画基本計画」閣議決定 安保理決議 1325 号の履行に関する「女性・平和・安全保障に関する行動計画」策定 	
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> 女子差別撤廃条約実施状況第 7 回及び第 8 回報告審議 「育児・介護休業法」及び「男女雇用機会均等法」等の改正 G7 伊勢・志摩サミット「女性の能力開花のための G7 行動指針」及び「女性の理系キャリア促進のためのイニシアティブ(WINDS)」に合意 	<ul style="list-style-type: none"> 「茨城県男女共同参画基本計画(第 3 次)～人が変わる 組織が変わる社会が変わる～(平成 28 年度～平成 32 年度)」策定
2017 (平成 29)		<ul style="list-style-type: none"> 刑法改正(強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等) 	
2018 (平成 30)		<ul style="list-style-type: none"> 「政治分野における男女共同参画推進法」公布・施行 セクシュアル・ハラスメント対策の強化について～メディア・行政間での事案発生を受けての緊急対策～策定 	<ul style="list-style-type: none"> 女性青少年課を女性活躍・県民協働課に再編し、知事公室から県民生活環境部に組織替
2019 (平成 31・令和元)	<ul style="list-style-type: none"> G20 大阪首脳宣言 W20 日本開催(第 5 回 WAW!と同時開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」公布 	<ul style="list-style-type: none"> 「茨城県男女共同参画推進条例」一部改正
2020 (令和 2)	<ul style="list-style-type: none"> 第 64 回国連女性の地位委員会「北京+25」記念会合(ニューヨーク) 	<ul style="list-style-type: none"> 「第 5 次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」閣議決定 	<ul style="list-style-type: none"> 「女性プラザ」と「女性プラザ男女共同参画支援室」の機能を一元化し「男女共同参画センター」を設置 「男女共同参画センター」を「ダイバーシティ推進センター」に改称

茨城県男女共同参画推進条例

平成13年3月28日
茨城県条例第1号

茨城県男女共同参画推進条例を公布する。

茨城県男女共同参画推進条例

目次

前文

第1章 総則(第1条—第7条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第8条—第18条)

第3章 性別による権利侵害の禁止等(第19条・第20条)

付則

人はすべて法の下において平等であり、これまで男女平等の実現に向けた様々な取組が行われてきたが、今なお、十分に実現されるに至っていない。

今後、少子高齢化の進展や経済活動の成熟化、情報通信技術の高度化など社会経済情勢の急速な変化に的確に対応し、県民ひとりひとりがものの豊かさと心の豊かさをあわせ持つ新しい豊かさを実感することができる茨城を目指すためには、男女が、社会のあらゆる分野において、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、それぞれの個性と能力を十分に生かし、共に責任を担うことができる男女共同参画社会を早急実現することが重要である。

ここに、男女共同参画社会を実現することを目指して、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにし、県、県民、事業者等が連携し、一体となって男女共同参画の推進に取り組むことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進についての基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の実現を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な

範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

- 第3条 男女共同参画は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、推進されなければならない。
- 2 男女共同参画は、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動に対して及ぼす影響にできる限り配慮し、男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択することができることを旨として、推進されなければならない。
 - 3 男女共同参画は、男女が、社会の対等な構成員として、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、推進されなければならない。
 - 4 男女共同参画は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、推進されなければならない。
 - 5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していること及び地域における国際化の進展にかんがみ、男女共同参画は、国際的協調の下に推進されなければならない。

(県の責務)

- 第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。
- 2 県は、あらゆる施策を策定し、及び実施するに当たっては、基本理念を尊重するものとする。
 - 3 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、県民、事業者、市町村及び国と相互に連携して取り組むように努めるものとする。

(県民の責務)

- 第5条 県民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 県民は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(事業者の責務)

- 第6条 事業者は、雇用等の分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。
- 2 事業者は、基本理念にのっとり、男女が職業生活における活動と家庭生活における活動

を両立できるように就労環境の整備に努めなければならない。

- 3 事業者は、基本理念にのっとり、県が行う男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するように努めなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第7条 男女共同参画の推進について、県民及び事業者の関心と理解を深めるとともに、男女共同参画の推進に関する活動が積極的に行われるようにするため、男女共同参画推進月間を設ける。

- 2 男女共同参画推進月間は、毎年11月とする。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第8条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な実施を図るため、議会の承認を経て、男女共同参画の推進に関する基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

- 2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項

- 3 知事は、基本計画を定めるに当たっては、県民及び事業者の意見を反映することができるよう、必要な措置を講じなければならない。
- 4 知事は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、茨城県男女共同参画審議会の意見を聴くほか、市町村の意見を求めなければならない。
- 5 知事は、基本計画を定めたときは、これを公表しなければならない。
- 6 第1項及び前3項の規定は、基本計画の変更(規則で定める軽微な変更を除く。)について準用する。

(広報活動)

第9条 県は、男女共同参画に関する県民及び事業者の関心と理解を深めるために必要な広報活動を行うものとする。

(調査研究等)

第10条 県は、男女共同参画を推進するため、男女共同参画に関する情報の収集、分析及び調査研究を行うものとする。

(男女共同参画の推進に関する教育等)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する教育及び学習の充実に努めるものとする。

(市町村に対する支援等)

第12条 県は、市町村が行う男女共同参画の推進に関する基本的な計画の策定及び市町村が実施する男女共同参画の推進に関する施策を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

2 県は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策について、市町村に対し、協力を求めることができる。

(県民等に対する支援)

第13条 県は、県民又は民間の団体が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(苦情等の申出及び申出の処理体制の整備)

第14条 県民及び事業者は、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる事項についての苦情その他の意見を知事に申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定による申出を適切かつ迅速に処理するために必要な体制を整備するものとする。

(推進体制の整備)

第15条 県は、男女共同参画の推進を図るために必要な推進体制の整備に努めるものとする。

(付属機関等における積極的改善措置)

第16条 県は、付属機関(地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく付属機関をいう。)その他これに準ずるものにおける委員の任命又は委嘱に当たっては、積極的改善措置を講ずるように努めるものとする。

(男女共同参画の状況についての報告等)

第17条 知事は、男女共同参画の推進に必要があると認めるときは、事業者に対し、男女共同参画の状況について報告を求めることができる。

2 知事は、前項の規定により把握した男女共同参画の状況を取りまとめ、公表することができる。

3 知事は、第1項の規定による報告に基づき、事業者に対し、情報の提供その他の必要な措置を講ずることができる。

(男女共同参画の状況等の公表)

第18条 知事は、毎年、男女共同参画の推進に資するため、男女共同参画の状況、県が講じた男女共同参画の推進に関する施策等について公表しなければならない。

第3章 性別による権利侵害の禁止等

(平31条例12・改称)

(性別による権利侵害の禁止)

第19条 何人も、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。以下同じ。)を行ってはならない。

2 何人も、配偶者等に対し、身体的又は精神的な苦痛を与えるような暴力的行為を行ってはならない。

3 何人も、性的指向(自己の恋愛又は性愛の対象となる性別についての指向のことをいう。以下同じ。)及び性自認(自己の性別についての認識のことをいう。以下同じ。)を理由とする不当な差別的取扱いを行ってはならない。

(平31条例12・一部改正)

(情報提供等)

第20条 県は、セクシュアル・ハラスメント及び配偶者等に対する暴力的行為の防止並びに性的指向及び性自認を理由とする不当な差別的取扱いの解消を図るため、必要な情報の提供、啓発及び相談体制の整備を行うものとする。

(平31条例12・追加)

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

(茨城県行政組織条例の一部改正)

2 茨城県行政組織条例(昭和38年茨城県条例第45号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

付 則(平成31年条例第12号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日
法律第78号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担

うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

- 2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
 - 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び

民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、

前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第1条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定
公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 （平成11年12月22日法律第160号） 抄

(施行期日)

第1条 この法律（第2条及び第3条を除く。）は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第995条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

茨城県 県民生活環境部 女性活躍・県民協働課

〒310-8555 茨城県水戸市笠原町 978-6

TEL 029-301-2178 FAX 029-301-2190

e-mail●josei-kenmin2@pref.ibaraki.lg.jp

ホームページ●<http://www.pref.ibaraki.jp/seikatsukankyo/josei/index.html>